令和4年

衣浦衛生組合第3回定例会会議録

令和4年10月6日

令和4年第3回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和4年第3回衣浦衛生組合議会定例会は、令和4年10月6日(木)午前10時00分 衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

管理者の招集あいさつ

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 一般質問

第4 議案第7号 衣浦衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を 改正する条例

第 5 議案第 8 号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例

第 6 議案第 9 号 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改 正する条例

第7 認定第1号 令和3年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算

- 2. 本日の会議に付した事件
 - (1) 議事日程第1から第7
- 3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員(10名)

1番	山口 春美君	2番	小林	晃三君
3番	岩月ひろし君	4番	生田	充夫君
5番	鈴木みのり君	6番	荒川	義孝君
7番	柴田 耕一君	8番	黒川	美克君
9番	鈴木 勝彦君	10番	倉田	利奈君

欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者

管 理 者	禰冝田政信君	副管理者	深谷 直弘君
副管理者	金沢 宏治君	参与	吉岡 初浩君
監査委員	伴野 義雄君	会計管理者	大野 孝男君
事務局長	黒田 敏裕君	庶務課長	髙橋 文彦君
業務課長	田中 秀彦君		

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長 生田 和重君

碧南市環境課長 中嶋 忠彦君 高浜市市民部長 岡島 正明君 高浜市経済環境 グループリーダー 東條 光穂君

6. 出席した事務局職員

 庶務課課長補佐
 三矢成由君

 庶務課課長補佐
 磯貝光好君

 庶務課課長補佐
 安藤理純君

 業務課課長補佐
 糟谷 勲君

 庶務課庶務係長
 旭陽将君

 業務課業務係長
 磯村恒代志君

7. 会議の経過

○議長(柴田耕一君) おはようございます。本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和4年第3回 衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

これより管理者の招集あいさつを行います。

- ○管理者(禰冝田政信君) 議長、管理者。
- ○議長(柴田耕一君) 管理者。
- ○管理者(禰冝田政信君) 皆さん、おはようございます。本日はご多用の中、令和4年第3回 衣浦衛生組合議会定例会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

ようやく朝夕はしのぎやすい気候になってまいりましたが、日中はまだまだ暑い日もありますので、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛をいただきたいと思います。

さて本日は、私どもから条例に関する改正を3件、決算認定1件を上程させていただいておりますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○議長(柴田耕一君) ただいま招集のあいさつが終わりました。

○議長(柴田耕一君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において2番 小林晃三議員及び8番 黒川美克議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(柴田耕一君) 次、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴田耕一君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(柴田耕一君) 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いします。また、申合せにより質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守願います。なお、質問、答弁ともに簡明にしていただき、進行を図りたいと思いますので、ご協力をお

願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。1番、山口春美議員の一般質問を許可いたします。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口春美議員。
- ○1番(山口春美君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の山口春美です。猛暑の夏を乗り切って今日はめっきり秋っぽい日となりました。私はもう喫緊の課題で一刻の猶予もならない気候危機打開のために、今日は1本に絞って一般質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

基本的には通告書のとおりにやらせていただきますので、まず、第1に「1.5 $^{\circ}$ $^{\circ}$ 0の約束、今すぐ動こう。気候上昇を止めるために。」など、NHKなど民放キー局とNHKの6局が地球の温暖化防止を呼びかける共同動画を製作しました。これは国連にも出していくそうです。この1.5 $^{\circ}$ $^{\circ}$ 0についてのこうした動きなど、認識はどのようにお持ちでしょうか。ご見解をまず教えてください。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 1.5℃の約束についてでございますが、国連と日本メディア108社によるキャンペーンで、これは産業革命以前と比較し、気温上昇を1.5℃に抑えるため個人でできる10の行動が示されております。推進項目としまして、家庭での節電や長距離の移動手段の変更、環境に配慮した4R、4Rというのはリデュース、リユース、リペア、リサイクルなどの推進でございます。

当組合としましては、引き続き、資源ごみの分別の徹底やリサイクルプラザでの4Rの啓発、 推進に努めていくことで地球温暖化抑制に寄与するものと認識しております。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口春美議員。
- ○1番(山口春美君) ありがとうございました。今9月23日の環境デーも含めて世界中で、特に若者たちが気候危機の打開を訴えて、大きな運動を展開しています。当然この衣浦衛生組合としても地球温暖化実行計画をお作りになって、今現在、昨年度から進めているところだと思いますが、これについて、まず伺います。まず、アとして、一つ目になぜこの事務事業編とされているのか教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 地球温暖化対策実行計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第 21条に規定され、事務事業編と区域施策編がございます。事務事業編は温室効果ガス排出削減

等のため、地方公共団体の事務及び事業に関する計画で、全ての地方公共団体の策定が義務づけておられます。一方、区域施策編は温室効果ガス排出の抑制等を推進するための、その区域の総合的な計画で、国、県、政令指定都市、中核市等には策定が義務づけられ、市町村の策定は努力義務とされています。

以上のことから、衣浦衛生組合では事務事業編として計画を策定しております。以上です。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 言葉で聞くと、事務事業編ということでは市民に開かれていないということで、市民参加も含めてやる中身ではなくて事務的な内部の計画かなというふうに思うところもあるんですが、そうではなくて中身としては変わらないけれども努力義務とこの小規模な一部事務組合という小規模自治体なので、事務事業編とされたということで、中身としては基本的には市民に公開され、市民と共にCO2削減に取り組むということで確認してよろしいでしょうか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) そのとおりでございまして、ホームページで公表していく予定でございます。
- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口春美議員。
- ○1番(山口春美君) それでは、具体的な中身に移りますけれども、2025年というと5年計画ですから残り3年ということで、去年から始まって1年半がたっています。それでこの中身が5%削減目標、2025年の目標値が5%削減という極めて低い数字に抑えられているんですが、とりもなおさず今現在1万1,213t のC O 2 削減に対して、最新の現況ではどのようになっているんでしょうか、教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 現在の実行計画の目標は平成30年、2018年度を基準年度としまして、削減対象となる7種類のガスのうち、排出量が多く温室効果への影響が最も大きい二酸化炭素を対象としており、基準年度における二酸化炭素の排出量は1万1,803 t CO2に対しまして、2025年には5%の削減目標1万1,213 t CO2としております。最新の現況の状況でございますが、令和3年度の二酸化炭素総排出量は5施設で1万1,016 t CO2でございました。これは基準年度比6.7%の減少で、2025年目標の1万1,213 t CO2を下回る結果となっております。

削減の要因としましては、新型コロナによる事業活動の停滞に伴いまして、ごみの焼却量が減少したことでCO2排出量が削減されたと考えられます。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 衣浦衛生組合の構成市であります碧南市は2030年までに15.7、2050年までに80%、それから高浜市は5年計画で6%の減、それから2050目標はありません。こういう状況で、昨年の衆議院選挙の前後には国はこれでは全くCO2削減の世界の水準に貢献できないということで、国は2030年に46%のCO2削減、2050年に100%ということで仕切り直しをしました。もう既に6.7%ということで5%クリアしているということは、やっぱりこの5年間の数字目標が極めて低かったということになりますので、さらに引き上げて上を目指していくのか、これで6.7で1.7クリアできたので、今後の残る3年間についてはこのままの調子でやっていくということなのか、どういう方向性なのか、その温度差についてもお示しください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 今回約7%ぐらい削減という形なんですけれども、その原因が新型コロナによる個人持込みによるごみの総量は多くなったんですけれども、事業ごみが激減いたしまして、その結果7%弱の削減になったということで、結局はそのごみの総量が減ればCO2も減るという形の結果でございますので、今後ともしっかり見据えて、特にクリーンセンターにおきましては、搬入されたごみをしっかりと安心、安全に適正に処理することを心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) そうしますと、もう達成したということで気持ち的には安気になってみえると思うんだけれども、やっぱり先ほど言ったみたいに46%、あと7年半後に達成できるような今、国レベルの水準、少なくとも私たちは2030は60%を超えて削減するという日本共産党独自の戦略を持っているんですが、それをすべきだというふうに思いますけれども、そこら辺の決意と2年目だからね。このままで、ただ今までどおりやっていくということ、イレギュラーなことですよね、コロナによる影響というのは。だから、元に戻ると見ているのかということもあるんだけれども、ここではやっぱり数字目標が低すぎると。高浜市さんの6%もそうですけれども、碧南市の15.7%もそうですけれども、対外的にとても示すことのできない低さなので、これは3市、碧南市、高浜市それから衣浦衛生共々、目標うんとこの実際にこの僅かな目標はクリアできたので見直していくということが必要だと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。

- ○事務局長(黒田敏裕君) ごみの関係、総量につきましては、碧南市、高浜市がそれぞれの立場で、それぞれの環境に合った形で市民に合った形でのごみ処理減量化の施策をやっております。また、我々衣浦衛生組合におきましても、ごみ全体のごみを減らす試みをリサイクルプラザで行っておりまして、昨年の実績で申し上げますと自転車や家具やごみで出された商品720点を100万円以上の収益という形で、かつ10 t 以上のごみを削減という形で資源のごみを減らすということで資源の有効活用という形でお手伝いをさせていただいておりますので、ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。
- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) それではウのところですが、具体的にこの昨年から始まった地球温暖化対策実行計画の推進体制、推進本部の設置とそれから会議の開催ということで、どれだけの回数で昨年と今年の半年間の間にどういうメンバーでやってきたのか。そういったことも当然クリアできたので次はどうしましょうという話なんかもされてみえると思うんですが、設置状況と会議の開催状況を伺います。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 実行計画の推進本部は、衣浦衛生組合部内会議構成委員を代表として構成しております。事務局長を本部長としまして、推進本部は計画の策定、見直し及び計画の推進、点検を行うこととしております。会議の開催状況でございますが、毎月7日を省エネの日と定め、各月に消費した電気及び燃料使用状況におきまして、月1回の頻度で各施設ごとの順位を付けまして、部内会議等で報告を行っている状況でございます。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 月に1回やってみえるということは、なかなかすばらしいことで、そういった中で達成したので、次の高みを目指しましょうという論議もぜひしていただきたいというふうに思います。できれば、その月1回のそれぞれの施設ごとの状況なんかも含めて、進捗状況の報告はこの計画の中では年に1回ホームページで行うとしておりますが、もっときめ細かくこれがやってあるならいいけれども、その計画でざばっと書いてあって、この題目で地球温暖化対策実行計画の進捗状況という形で見出しをつけて公開しているのか、いないのか。私が見たところによると、よく分からない形になっているので、どういうふうに掲載し、そして年に1回と言わず検討内容も含めてやるべきだと思うし、それを部内会議だけじゃなくて、私は今後は市民も参加できるような形あるいは専門家も参加できるような形を取って、さらにこの中身の充実も図っていくということが必要ではないかと思うんですが、それらも含めてお答えください。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 進捗状況の報告でございますけれども、計画の進捗状況、点検評価 結果及び直近年度の温室効果ガス排出量につきましては、年に1回、組合ホームページにより公 表しております。令和3年度の結果報告につきましては、本日の決算認定後にホームページにて 公表を行う予定でございます。よろしくお願いいたします。
- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 今日そんな掲載すると言ったって、もう半年過ぎちゃっているじゃないですか、令和4年が。だから早めに早めに出して、しかもせっかく月1回やってみえるなら、その進捗状況も含めてやっていくこと。市民参加を含めて専門家も含めて中身ももっと充実させていくことが必要だというふうに思いますので、今日慌てて出していくとことならば地球温暖化対策実行計画の、計画の中身が出してあって、その下にその進捗状況令和3年度というふうに書いてもらって、分かりやすく、このぺらぺらめくらにゃあいかん窓もあるもんね。ぺらぺらめくらにゃあいかん窓は分かりにくいので、ぜひそういうふうにしてください。

それで2018年で、この前段階で循環型社会の推進地域計画ということで、今では何か10カ年のこの施設の改善計画に何か性質が変わってしまっているようですが、これは平成30年目標にして進めてまいられました。6項目の項目のうち半分がクリア、半分が未達成ということで、未達成の項目については改善計画を作りなさいと県からの所見が出され、自己評価もされています。これらがホームページにはアップされているんですが、それはどう生かされて具体的な数字として、どう。例えば事業系のごみが未達成なんですよ。だから資源ごみも未達成。粗大ごみの埋立地の埋立てごみも未達成と。この三つがクリアされてないんですが、どういった具体的な数字として、あれから3年たちましたよね、平成30年から。どうされてみえたのか、それで結果はどうなのかというところを教えてください。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) まず、先ほど慌てて今日出すという形をおっしゃっていましたけれども、この今日の決算認定で数字が確定した後に毎年出しているものでございます。よろしくお願いします。

それと、今のご質問ですけれども、まず2018年で完了いたしました循環型社会形成地域計画の改善計画の県からの所見及び自己評価に基づきクリーンセンター衣浦では事業ごみの減量化及び資源化を目的としまして、年3回の抜き打ち検査を実施しまして、排出事業者への指導強化を行っております。

また、資源ごみのさらなる資源化に向け、施設見学での環境教育や広報を通じてのごみ出しの

ルールの啓発を行うとともに、事業者へは紙ごみのリサイクルについてご理解、ご協力をお願いすることで、総ごみ量の削減と循環型社会形成の形成推進に努めてまいりました。具体的な数字としましては、年1%相当のCO2削減を目標とした実行計画を策定したところ、また最新の現況としましては基準年度比6.7%の削減となりましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 特にほかのも気になるところですが、事業系ごみの未達成というのは現在もこの3年間努力をされてきても現在も未達成になっているのではないかと思うので、この平成30年から現在までの事業系ごみの総量あるいは1人当たりで計算してみえるんですよね、これも。事業系ごみも。それの数字も含めてよくなっているのか、悪くなっているのか、その辺もお示しください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 詳細な資料を持ち合わせておりませんので詳細なことは言えませんけれども、全体的には個人の持込みはこういったクリーンセンターのワンストップ、ここに来れば全て捨てられるという県下でも、ほかの施設にはない利便性を取っている施設でございますので、個人持込みは増えております。事業系に関しましては、先ほど言いましたとおりコロナにより一時期激減しましたけれども、今後はまたコロナ解消によりまた増えてきますので、全体的な総量としては増えているというような状況でございます。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 家庭ごみは減っているというふうに、この平成30年段階では言っているんですね。事業ごみが未達成ですから、さらに努力をということで、そうしますと次の段階で2023年、来年度ですよね。令和4年ですから。に向けた方策ということで作られていて、これも来年が目標年次なので具体的な施策として立てられたものが、この今年はもう最終年度を来年に控えてどういうふうに実施され、数字で変化が起こっているのかというのも分析されてみえるのか、みえないのか。これはホームページにわざわざ消さずにとってあるもんだから、やっぱりきちんと踏まえて事業をやってみえるんだなというふうに思うんですが、どうなんですか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 目標達成に向けた方策につきましては、先ほど申し上げたとおり事業系排出者への抜き打ち検査の実施や紙ごみリサイクルの指導及び広報を通じた啓発を実施いた

しました。具体的な数字としましては令和元年度以降、新型コロナによる事業活動の停滞というような大きな要因がございまして、事業系ごみに対する検査、指導の効果は定かではございませんが、先ほど申し上げたとおり令和3年度の実績としましては6.7%の削減となった次第でございます。

以上です。

- ○1番(山口春美君) いいですか。
- ○議長(柴田耕一君) 発言の許可を受けてください。
- ○1番(山口春美君) あ、はい。テンポがどうも合わないのでね。議長と言えばいいですかね。 1番とか山口とか、いうふうに。はい、します。

結局、今聞くところによると、コロナの関係で産業活動が不活発になったということだとか、様々他の要因で現在6.7のマイナスになったということで、極めて受け身な消極的な取組みじゃないかなというふうに思います。先ほど言ったように、やっぱりもう1回せっかく月に1回やってみえるなら実行計画の見直しを行って、2030年度46%CO2削減、2050年度0%を掲げ直していくことが必要ではないかと思うんです。西三河10自治体の中でも2050ゼロカーボンシティを承認されていないのは碧南と高浜市だけです。その両、遅れた自治体に囲まれて衣浦衛生組合としても2050年度の目標すら持たないということになっているので、やっぱりきちんとゼロカーボンを目標にすべきだというふうに思いますので、今のところでは勉強されてみえないから答えられないということなんでしょうか。この達成しちゃった5%達成という低い目標で楽々としていてはいけないと思うので、ぜひ引き上げて行くべきだと思いますが、いかがですか。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 当組合としましては、両市のごみの施策の方針に合わせ、安心安全なごみ処理を実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) それで改めて、ごみの減量だけで今ここまで来ていますけれども、私はごみの減量、今持込まれている可燃ごみの今日も行列ができているんですが、成分分表するとあなたたちは40%が草や剪定枝や生ごみだというふうに言われましたけれども、今この瞬間では、私もっと剪定枝なんかは、この時期だから7割ぐらい減っているんじゃないかと思うんですね。そういうものをきちんと分別して利活用に回していくなりして、こういう科学の時代ですから堆肥かなんかも安城では現にやっているところで小規模、大規模いろいろな形があると思うんですが、それをやっていくならばもう一発で可燃ごみを半分以下にすることはできるというふうに思います。

もう一つは再エネルギーです。今この、先ほども今後決算が審査されるんですが、この5施設の中で電気量の使用量というのは大体どれだけか、改めて伺います。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 電気量のご質問ですけれども、電気料金としまして衛生センターが937万円余、クリーンセンターが8,330万円余、リサイクルプラザが124万円余、余熱利用施設が1,740万円余、斎園に関しましては300万円余の金額で、合計しますと1億1,400万円余の金額となります。

以上です。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。

○1番(山口春美君) 分かりました。1億1,447万2,255円が令和3年度1年間の電気料金で す。これを例えばですよ。全部再生エネルギーにして電気量をゼロにした場合は、この1億 1,000万の余ですが、1億円としても10年間で10億、20年間で20億。これだけを私は再生エネル ギーのパネル設置だとか、そういうものに投入できる、こういうふうに思うんです。それで、こ の完全に20億円かけて、ありとあらゆるところにこの太陽光パネルを設置すれば、この電気料 金がただになるんですよね、いってこいで。20年間元を取ればいいということで、屋根貸事業 なんかも20年契約でやってみえると思うんですが、そういうことも含めて、私は一部事務組合 の職員さんというのは碧南市から1人偉いさんが来る、高浜から偉いさんが来ると。こういう形 でこの人たちは異動ですぐ帰っちゃうんだけど、ここに一部事務組合で働いてみえる方は、ずっ と固定的にもうここで働いていただけるということで、やっぱり専門性も高めることができるし、 知識も経験も豊かに育成することができると思うんですね。今年女性の正規の方も入られたとい うことで、私はこういうところに一部事務組合の、上から言われるまま、碧南、高浜から言われ るままでじゃなくて独自性を発揮できる。プラスの面でのこのやり方というのがあると思うんで す。かつては、ふん尿も海洋投棄やっていましたよ、私が議員になった頃は。決算になると海に 捨てに行ったって、どれだけ捨てたんだとやっていたけど、時代の変遷とともにそれが下水道が 普及して、今ではもうし尿処理がほとんど水洗の残渣を処理する程度までに変わってきたという ことなんですが、やっぱりこの何でも燃やす方式というのも、これは時代と共に変わっていくと 思うんです。ただ、それをぽかんとして待っているのか、やっぱり能動的にこれ変えて再エネ、 それから減量に費やしていくのかというので、大きくやっぱり先ほど一番初めの時に民間さんも 今から積極的に宣伝しながらやっていこうとする中で、一番排出量が多いCO2の、公共のもの ではね、碧南、高浜で。多いここが、あるいは碧南、高浜の行政が、そのついで回りじゃいけな いと思うんです。ぜひそういうことも含めて、やっていただきたいというふうに思うんですが、 念のために再生エネルギー、太陽光パネルの屋根貸事業については具体的にはどれだけで、どれ

だけの発電量で使用機器としては能力的にはどれだけのものをやって、年間の発電量はそれぞれ どうなのか、教えてください。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) まず、発電量に対してのご質問ですが、衛生センターに関しましては77万円余の金額が発電されております。電気代が930万円余ですので、僅か19%という形になります。続いて、リサイクルプラザにおきましては168万円余の金額になりまして、電気代金が124万円ですので、ここは賄っているというような状況でございます。ただ、そのリサイクルプラザに関しましては、照明とエアコンぐらいですので一般家庭プラスアルファという形と思っております。続きまして、サン・ビレッジ衣浦に関しましては、235万円余の金額の発電量になっております。続きまして、サン・ビレッジ衣浦に関しましては、235万円余の金額の発電量になっておりまして、電気代として支払っているのが1,746万円余となっております。クリーンセンターに関しましては、先ほど言いましたとおりございません。斎園についてもございません。
- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 屋根貸事業で、し尿施設には20kW、リサイクルセンターには38kW、 サン・ビレッジには328 k Wの発電機器が備えられており、例えばリサイクルセンターでは先ほ ど言った使用の電気の量と比べると、太陽光発電のほうがクリアしているんですね。だから、こ れ民間さんがこの太陽光を売って電気を売ってもうけているからあれなんですけど、これを例え ば直接施設で使うようにすれば、あり余る形でやれるんですね。あと残り10年ということで契 約されてみえるんですが、どこかの早い段階で契約変更してもらって、この自家発電、自家消費 ということで、これらの施設で使えるようにすることと、それから余熱利用施設なんかでは駐車 場があるので、あそこに屋根をつけて我が家もそうしたいと思っているんですがパネルをつけて、 ありとあらゆるところに太陽光パネルをつけて全部1億1,000万円の電気料をチャラにするとい う計画を、ぜひ専門家の皆さん、科学に堪能されてみえる方も環境に堪能されてみえる方もみえ ると思うので、練り上げて、練り上げてぜひそういう方向にぐっと民間を指導するぐらいの立場 で、この衣浦衛生組合を見てごらんと、あそこ。太陽光でもう電気なんか全然買ってないんだよ と言えるようにしていただきたいなと。そうするともう完全にCO2削減なんかは2050年、未 来はどうなるか分かりませんが、ごみは基本的には全部分別、燃やさないという方向にもなるか もしれません。まずは、再エネとごみ減量ということで、これ二つのキーワードで解決できる方 向が示されていますので、ぜひそういう方向で努力していただきたいんです。どうでしょうか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) このご質問の太陽光パネルの件ですけれども、過去平成26年当時、

設置可能箇所を検証して、最大限検証した結果が今現在の結果ということで、先ほど言いましたとおり衛生センターとリサイクルプラザとサン・ビレッジ衣浦3カ所しか設置できないという結果が平成26年に出ております。それの最大限の面積を利用した結果が今の結果となっているということで、太陽光発電に関しましては設置費用とその後の維持管理費用等、費用対効果を考えると大変難しい問題と思っております。しかも最近は、単価がかなり安価になっているということもお聞きしておりますので、今の状態、今の屋根貸しの状態が最適解というふうに思っておりますので、ご理解お願いします。

以上です。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 売電のほうに重きを置くんじゃなくて、売電は今民間さんがやっている ので、私は施設内で使って余分な電気をJERAさんや中電から買わないという、こういう方向 を示しているんです。刈谷知立のごみ焼却場では新たな電気発電事業者を立ち上げて、それを基 にしてゼロカーボンシティに名乗りを上げると、刈谷も知立も。ということになっているようで すが、そういう動きも含めると、私はそれについてはなかなか、良し悪しがあると思うんです。 その発電量を当てにすると、どんどんごみを燃やさなければならなくなるという、こういうデメ リットも発生する可能性もあるので、諸手を挙げてというわけにはいかんな。ただし太陽光はも う全然いいので、売却の値段とか関係ないです。もう昼間動いているだけじゃないですか。ごみ 焼却施設は夜もやっているかもしれないけど。斎園も昼間だけ、夜やらないもんね。お通夜もあ るけど、そんなの知れているので。基本的には昼間の太陽が当たっている時あるいは曇っている 時は、蓄電池に若干ためて回っていく施設だと思うんですね、5施設が。だから、ありとあらゆ るところに太陽光発電を可能な限り設置する。さっき言った20億円の原資が生まれてくるわけ ですから。それは民間さんもそれが損するならば、こんな屋根貸でも設置するわけがないんです よ。設置して売電して大もうけをしているから撤退しないでつけていると思うんです。それを自 分で使うようになれば、年間1億の電気料が要らなくなるので極端に言えばね。ということで、 20億円差し上げますから、これでぜひ開発していただくこと。

それから、堆肥や剪定枝についてももっと先進地に、せっかくこの一部事務組合ではずっと永 続的に働いていこうとされている皆さんですから、研究もしていただき視察も行っていただいて、 ぜひこの焼却炉が、この10年計画がなかなか波に乗らない状況の中で苦慮してみえると思うの で、新たなこういう剪定枝等の研究も含めてやっていただけませんか。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 剪定枝に関しましては、剪定枝の有効利用ということにおきましては、かなり田舎の地区ではやってらっしゃるところはいらっしゃるんですけれども、この辺の人

口密度の低い地域ならまだしも、このこういった人口密度の高い地域では堆肥化だとか、その辺は臭いの関係、有機物の関係で不可能であるということ、なかなか難しい問題であるというようなことを聞いておりますので、それぞれの地域の立場でそれぞれの環境に合った形でごみ減量化に今後も努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 以上で、1番 山口春美議員の一般質問を。
- ○1番(山口春美君) まだあるよ。議長。
- ○議長(柴田耕一君) じゃあ、山口議員。
- ○1番(山口春美君) 市民を巻き込んで、市民がごみ搬出するもんですからね。市民を巻き込んで新たな体制と新たな目標と年次目標をきちんとして、ぜひそういう20億円の再エネの方向 へ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(柴田耕一君) 以上で、1番 山口春美議員の一般質問を終わります。 次に、10番 倉田利奈議員の質問を許可いたします。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田利奈議員。
- ○10番(倉田利奈君) よろしくお願いします。令和4年度当初予算の工事請負費に関して、 駐車場整備132万円の予算が議決されました。この駐車場整備は、当局の説明によりますと碧南 市民の方から寄附をしたいという申出があり、サン・ビレッジ従業員の駐車場として整備すると のことでした。この駐車場整備がどのようになったかについてお聞きしていきます。

まず、碧南市民の方から寄附ということですが、私が情報開示請求を行ったところ、寄附をされる碧南市民の方との協議記録がありませんでした。なぜ、寄附の申出者と協議を行わなかったのでしょうか、お答えください。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 組合では直接地主との交渉は行っておりません。 以上です。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 今回寄附を受けるに当たりまして、衛生組合に寄附を受ける手続等について定めた条例や規則等はあるのでしょうか、教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 寄附を受理するに当たりまして、条例で定める必要はないという認識で事務を進めております。また、議会の議事に付すべき契約及び財産の取得に関する規定にお

きましては、衣浦衛生組合の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に定め られておりますが、寄附等に関する規定は特段定めておりませんので、よろしくお願いします。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) じゃあ、どうやって手続をしていくんでしょうか。条例とか規則がなくて今の答弁でいくと必要ないよということなんですけれども、どのように手続を進めていくのか、教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 今回の寄附におきましては寄附の経緯を申し上げますと、土地の寄附に関する経緯ですけれども、令和3年3月に土地所有者のご家族より碧南市に当該土地の碧南市に寄附したいという電話がございまして、土地の形状や場所など碧南市の利用目的がないため、その場では受理することは難しいという回答でしたけれども、その後、再度碧南市のほうに申し出がございました時に当該土地がこの組合に、ほど近い位置にあることから組合で取得してはどうかという形で碧南市より打診を受けたものでございます。

以上です。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) すみません。今のご答弁だと、どうやって手続を進めていくのか全く 分からなかったんですけれども、私は、まずは条例規則を定めなければいけないと考えておりま す。このことについて、もし後でご答弁いただけるようでしたらお願いいたします。

そして、こちらに農振除外については、ただいま協議中でありますと3月議会で説明がありま した。いつ、誰と、どこで協議を行ったのか教えてください。

- ○議長(柴田耕一君) 答弁をお願いします。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 先ほどの答弁漏れですけれども、衣浦衛生組合決裁規定という形ですけれども、寄附の受理は決裁で行っております。

それと、ご質問にありました土地の寄附を受理はどのように決定したかという形のご質問ですけれども、令和3年8月26日に開催いたしました重要事項連絡会議におきまして、土地の取得及び利活用の方法につきまして、検討され、決定されたものでございます。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。

- ○10番(倉田利奈君) すみません。質問が違うんですけど、農振除外のことです。農振除外については、ただいま協議中でありますと3月議会で説明がありましたので、それはいつ、どこで、誰と協議を行ったのかということをご質問しております。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 土地の寄附の受理に当たりまして、農振除外の手続は必要となりま すので、現在農振除外のために資料を作成中でございます。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 今資料作成中ということで、協議はまだ行っていないということでしょうか。そこをちょっと今のご答弁よく分からなかったんですが、昨年の8月6日に碧南市役所において碧南市農業水産課の職員と打合せをされております。その際、農振除外の県への手続につきまして、施設課長が申し出をする最短は5月と言っています。今日はもう既に10月ですから、既に手続が終わっているのかなと思っているんですが、今農振除外の手続については、どの段階まで行っているのか、教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 今現在、資料作成事務に時間を要しておりますけれども、農振除外手続は済み次第、速やかに進めてまいりたいと思っております。当初の見込みになかった土地利用計画書の策定等がございまして、ちょっとそれに手こずって事務を、時間を要しているということでございます。

以上です。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 今のご答弁で行きますと、農振除外の手続について県にもまだ相談に 行っていないということでよろしかったでしょうか。

それから農振除外につきましては、明治用水や油ヶ淵が関係してくるようですが、それぞれの 団体の関係者とはいつ協議等行ったのか、教えてください。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 具体的な、まだ協議は行っておらず、ご挨拶に申し上げて概要を説明したことでございます。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 農振除外の手続につきまして、碧南市の職員が行政書士に委託する方法もあるとアドバイスをいただいているようなんですが、委託をする予定なのでしょうか。もし、委託をするのであれば費用はどうなりますか、教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 農振除外は今進めている状況でございますので、速やかに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) ですから委託をする予定なのか、そうじゃないのか、まだそれも決まってないのか、その当たり教えていただきたいんですけど、どうですか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 現在それらを含めて検討中でございます。 以上です。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 農地転用する場合、碧南市、明治用水、油ヶ淵に対する決済金が発生 するようなのですが、この決済金は土地の所有者が支払う予定なのでしょうか。また支払い済み なのでしょうか、教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 決済金は発生しておりまして、既に支払済みと聞いております。 以上です。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 今のご答弁でいくと、土地の所有者がお支払いしたという理解でよろ しいかどうか、そこ、もし違っていれば、またお答えください。

碧南市では土地の寄附の場合、寄附申出書を碧南市長宛てに提出し、登記承諾書の添付が必要とありますが、この度の土地の寄附についての手続で組合管理者に対し、寄附者より寄附申出書はもう既に提出されていますか。また、されていれば寄附者に受領通知書を通知していますか。申出書、通知書の日付を教えてください。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 先ほどの1点目の質問ですけれども、土地の所有者がお支払いいただいているということでございます。申出書と通知等はまだ施行されておりません。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 整備費の予算は計上されておりますが、そのほか必要な諸手続の費用は計上されておりません。土地の測量は誰がいつ行うのでしょうか。測量費はどちらが持つのでしょうか、教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 測量の必要はございませんので、よろしくお願いします。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) なぜ、測量の必要がないか、ちょっと理由を教えていただきたいのと、 もう一つ合わせてお聞きします。組合所有地が増えるということは、組合設置条例の変更が必要 になるかと思いますが、その当たりの手続はどのようになっていますでしょうか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 土地の面積は159㎡余あるんですけれども、特段のその土地区画決定の地域変更協定や特段の変更の手続はないということを聞いております。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 当該土地は公有地に囲まれているところでございまして、補助整備で測量地を使用するという形で進めてまいります。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) すみません。ちょっとよく今の答弁よく聞こえなかったので、何のためか、ちょっとよく分からなかったのでもう一度お聞かせいただきたいのと、先ほどの答弁漏れです。組合所有地が今回増えるということになるので、組合設置の条例の変更が必要ではないですかということを聞いたんですけれども、それについて答弁がなかったのでお願いいたします。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。

- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 特段必要ないというふうに思います。あと、その土地に関しましては、補助整備での測量図を使用して寄附をいただくということになっておりますので、よろしくお願いします。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) すみません。先ほどから次の質問にもう行っているんですけれども、 組合設置条例の変更が必要ではないでしょうかというところについて、ずっとご答弁がないので ご答弁をお願いします。いいですか、じゃあ、そこをお願いします。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 組合設置条例は必要ないというふうに思います。設置条例は必要ありません。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 組合の面積が、土地の面積が増えるんだけど、設置条例の変更は必要ないというご答弁なんですね。このごみ処理施設というのが迷惑施設になりますので、だけど、この先ほどから言っている寄附を受ける土地ですね。この土地はあくまでも駐車場として使うこと。いわゆるごみ処理プラント施設ではないですよということについて、地域の協定に基づく協議手続が必要であるかと思いますが、いつ実施されるのでしょうか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 都市計画決定や地域協定につきましては、特段の必要がないという ことでございます。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 私はちょっと、その点についてはどうかと思うんですけれども、協定に基づく手続が仮に必要ないとしても周辺農地地主などに、特に近隣地主の方々に説明が必要になるかと思うんですね。これ説明も行わないのか、行うのか。もし行う予定であれば、いつ行うのか。既に行われていれば、どのように、いつ、どのように行われたのか。内容についても教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。

- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 周辺地主におきましては既に説明済です。細かい説明、日時等の資料は持ち合わせておりませんので、よろしくお願いします。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 元々駐車場がないところに寄附をいただけるということで、ここを使うことにしましたという、3月議会でご答弁がありました。確かに三交代制で勤務をされていると、交代前後の時間帯は勤務者の倍の駐車場が必要になるかと思います。サン・ビレッジやリサイクルセンターの駐車場は利用者がいない早朝や夜は利用できるかと思いますが、現状について教えてください。また、クリーンセンターの火災の際、ごみの一時仮置場として利用していた場所についても現状を教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 駐車場の現状ですけれども、最近の駐車場の利用状況ですけれども、新型コロナの影響によりコロナ前ほどの利用者が戻ってきていない状況でございますけれども、 夕方になりますと駐車場の空きの待ちの利用者がおられるのが現状でございます。今回の駐車場 増設によりまして駐車場不足が全て解消されるとは思いませんが、できる範囲で少しでも多くの 利用者に利用していただくよう、利便性の向上を努めてまいりたいと思いますので、よろしくお 願いします。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) すみません。私の求めている答弁とちょっと違うので、もう一度聞きますね。いわゆる三交代制でやられているということなので、夜中とか交代時間の時は、例えばリサイクルセンターとかサン・ビレッジ。それから火災の時の一時仮置場も駐車場になるんじゃないんですかということで、今の現状そこも駐車場として使っているのか、それでも足りないのか。それとも使われていないのか。いや、こういう時間帯は使えませんとか、この時間なら使えますとか、そういうご説明が必要なんですけれども、そういう説明がないと納得できないと思うんですけれども、お願いいたします。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) サン・ビレッジ衣浦は三交代ではございません。この施設は三交代制で、ここに勤務する者はここに止めます。サン・ビレッジ衣浦に関しましては、先ほども言いましたとおり、長期連休や年末年始の繋忙期などは慢性的に今、駐車場が不足する状態が続いております。以前から駐車場不足が課題となったところでございます。特に平日になりますと、夕

方度々駐車場が満車になって、その都度職員いわゆるサン・ビレッジに勤めている職員が駐車場を確保するために夕方に、このクリーンセンターへ移動しているというような状況が常態化しておりますので、今回そういった時にこのようなサン・ビレッジに近いエリアで5、6台ほど駐車場ができるということでございますので、そういったことで職員専用の駐車場という形で活用していきたいというふうに思います。そうすれば都度、職員が夕方になると、こちらのクリーンセンターに都度移動しているというような形でおりましたけれども、職務に専念できるということもございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 市の職員もなかなか市役所の周りに駐車場を確保できないから、すご く遠くのほうから歩いて来ているんですね。例えばじゃあサン・ビレッジは今の状況だと、結構 夕方もいっぱいなんだなということはよく分かったんですけれども、じゃあ例えば火災の時の一 時仮置場。こちらのほうは駐車場として使われていないんですか、どうなんでしょうか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 衛生センターの空き地に止めればいいじゃないかというご意見なんですけれども、現在サン・ビレッジ衣浦には若い従業員も多数勤務しておりますので、勤務が終わるのが大体夜中の10時ぐらいになってしまうこともありますので、できる限り近くの駐車場を使わせてほしいという声もございます。しかも夜中の10時にサン・ビレッジからし尿処理のところまで歩いて行くということは、やはり外灯も少ないこともあり危険なもんですから、委託先であります木村・コパングループからも近くで欲しいという意見もございましたので、今回寄附という形でございますのでいただくという話になった次第でございます。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 今の場所も外灯もないと思うんですね。あまり変わらないと思うんですけれども、はっきり申し上げますと今手続が全く進んでいないと思います。今の状態ですと今年度中に駐車場整備はできません。また、農振除外については厳しい制約がございまして、全ての条件をクリアし、今年度中に除外することは現段階で何も手続が進んでいない状況を見ますと、私は不可能に近いと考えます。寄附を受けても活用できなければ維持管理に費用がかかるだけで、かえって両市のためにもなりません。今回の寄附は、寄附を受けた後に駐車場の整備が必要となる負担付の寄附になることから寄附を受け、整備をし、その費用に対する効果に大きなメリットがあるという説明がされていないということからも、私はもうここで寄附を受けないことが最善

と考えます。当局の認識及び今後の手続、整備、供用開始予定についてお聞かせください。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 負担付寄附ということですけれども、今回の土地に関しましては負担付寄附には該当しません。負担付寄附というのは、当該寄附を受ける際に反対給付的意味において地方公共団体の負担を負う一定の条件が付され、その条件に基づく義務を履行しない場合は当該寄附または贈与が解除されることを言うということの明記がされております。

行政実例では、寄附または贈与の契約に付された条件そのものに基づいて地方公共団体が法的な義務を負い、その義務履行の場合には当該寄附が排除される等、その寄附の法化に影響を与えるものなどがあります。簡単に申し上げますと、駐車場を寄附するかわりに毎月何回かを使わせてよというような形が申し受けられた場合は、それは負担的寄附になりますけれども、今回の場合はそういったことは一切ございませんので、その負担的寄附には該当しません。

いずれにしましても、先ほど言った資料作成にちょっと時間を要しておりますが、農振除外が 手続が済み次第、速やかに進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほど、お 願い申し上げます。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 私は負担付の寄附だと思います。最初の法律を今読まれましたけれども、まさしく私は負担付の寄附になると思いますし、それから今の農振除外は早くても手続開始から5カ月かかるんですよね。それから、先ほども申したように厳しい制約がございます。全ての条件をクリアしなきゃあいけない。これ、私もう、すぐこの条件見て思いましたよ、これ、無理だなと思いましたよ。なのに、今後も今のご答弁で行くと駐車場として整備していく方針だし、あと、これ供用開始いつなんですか。いつを目指してやっているんですか。それもないんですか。教えてください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 農振除外の手続が済み次第、速やかに進めてまいります。よろしく お願いします。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 速やかにということが、時間がもうかかることが分かっているんですよ。なのに供用開始時期も、いついつ開始予定ですから、さかのぼってここでこうして、こうして、こうして手続しますということを全て決めてから、やはり予算計上すべきだったんじゃない

んですか、これは。これ、何かできないことを一生懸命、今やろうやろうとしているんで、私はもうはっきり言って職員の無駄な努力というか、無駄なお仕事をされているんじゃないかと思うんですけれども、その当たりどうですか。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) まず、土地の受理を、寄附を受理するに当たりまして農振除外の手続が必要となりますので、よろしくお願いします。土地の寄附の受理に当たりまして、先に農振除外の手続が必要となりますが、その手続を行うためには土地の取得目的を明確にする必要がございます。予算化したものがそういった面に該当するということでございまして、今後ともしっかり進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) すみません。もう全く私は理解できません。早くこの予算を落としていただくことが一番早いし、それが皆さんのためになるのかなと思いますので、それも含め検討いただきたいと思います。ちょっとこれ以上、お聞きしてもしっかりしたご答弁がございませんので、次の質問に移ります。

次に、衛生組合施設の今後の在り方について、お聞きしていきます。まず、サン・ビレッジプール施設についてお聞きします。平成23年3月に発生しました東日本大震災におきまして、体育館、音楽ホール等の多数の建築物において天井が脱落し、かつてない規模で甚大な被害が生じました。また、平成25年7月14日に静岡県富士水泳場において、屋内のプール天井の天井板等の大規模な脱落。それから同月27日横須賀市北体育館屋内プールにおいて天井板の一部が脱落しております。まず、サン・ビレッジプールの施設天井は建築基準法施行令第39条第4項による特定天井に当たりますか。特定天井かどうかだけ、まずお答えください。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 特定天井に当たります。以上です。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 今おっしゃった特定天井とは、脱落によって重大な機会を生ずる恐れがあるものとして、国土交通省が定める天井を言います。特定天井であれば、碧南市、高浜市の公共施設は数年前に整備が完了していることからも、市民の命を守るという整備は駐車場整備より優先順位は高く、即改修工事など対応すべきと考えますが、なぜ今まで改善してこなかったのでしょうか、お答えください。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) サン・ビレッジ衣浦に関する整備計画は、現在のところ持っておりませんけれども、吊り天井に関しましては国土交通省の調べによりますと、東日本大震災で発生した吊り天井の落下事故等によって、かなりな被害者が出たということを聞いております。吊り天井の耐震性が議論され、平成25年に建築基準法施行令等が公布されております。法令の詳細についての説明は省きますけれども、それによりますと高さ6m超え、面積200㎡超えの吊り天井いわゆる先ほどご質問された特定天井に該当します。増改築時やネットやワイヤー設置による落下防止等の基準が示されている状況でございますが、サン・ビレッジ衣浦のプール施設の吊り天井につきましては、過去に状況把握のため点検を行っておりますが、その時点では問題ないという見解が記されております。今後大規模な改修を行う際は、この国の基準を満たす落下防止が必要というふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 過去に調査したところ問題ないということだけど、今後改修とかがあったら国の基準に合わせるということは、以前のその問題ないとした調査については国の基準に合ったものとは言えないということですね。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) その時点での基準には沿いましたけれども、今の基準には不明です。 以上です。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 例えば、高浜市の中央公民館は高浜市唯一の劇場型ホールを兼ね備えておりました。このホールも吊り天井が危険ということで撤去や改修工事に費用がかかるという説明がございまして、今後の維持管理に費用がかかるから取り壊しの要因の一つであったかと思います。それほど吊り天井に対して、両市は改善が必要である認識が非常に高かったと思われます。このサンビレッジに関しましても補正予算を組んで、すぐにでも対応すべきと考えますし、利用者には今の状況を公表すべきと考えますが、管理者の考えをお聞かせください。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) その国の通知に関しましては、そういった吊り天井に関しましては、 その大規模な改修を行う際は基準を満たす落下防止策が必要という形ではございますが、あくま

でも本通知に関しては注意喚起を促すものであり、対策の実施、報告、集計を強制、求めるものではないという形で記載はございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 平成25年の通知に関しては、私も全部読んでおります。確かにそうです。国としては、今後改築とか、大きな模様替えとかあった場合は、まあやりなさいよと言っているんですね。それは本当に法律にはそのように書かれていて、今、法律上は問題ありません。問題ないけど、でも両市はやはり市民の生命を一番に考えて、今まで吊り天井に対して対応されてきたんですよ。だけどプールだけはしていないと。そういう状況なので、その状況のままでこのまま行くのか、行くんであればそれが市民にも今こういう状況ですよということを公表してほしいですし、それとも近々改修されるのか、どうなんでしょうか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 先ほども申し上げたとおり、サン・ビレッジ衣浦に関する整備予定はございません。日々の点検をしっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) この吊り天井は私もいろいろ調べました。やはりすごく技術的な調査が必要なんですね。ただ外から見ただけで、ああ、大丈夫ですね、今落ちていませんねというもんじゃあないんですよ。ボルトとか、どういうふうに天井の構造がなっているかによって非常に細かく国のほうも示しております。ですから、日頃、今落ちてないから大丈夫ですよというわけにはいかないんですよね。だからこそ、こういう人命に関わる事故が起きた、そして両市は対応されてきた、でも、ここだけは対応しない。そういう考えで非常に残念に思います。

では、次の質問に移ります。私が先月5日に公文書公開請求をサン・ビレッジ、リサイクルプラザ、斎園の大規模改修または建替計画に関わる文書全てという内容で行ったところ、公文書請求に係る公文書を保有していないという理由で、不開示の決定通知書が来ました。組合市は公共施設総合管理計画等で公共施設の長寿命化計画を策定し、計画に沿って整備を進めているところですが、これらの施設については今後計画を作成しないということでよろしかったでしょうか。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) リサイクルプラザ、サン・ビレッジ衣浦及び衣浦斎園に関する計画 について、全般的な計画のご質問だと思うんですけれども、当組合では施設に関する長寿命化計

画や施設個別計画については作成しておりません。リサイクルプラザ及びサン・ビレッジ衣浦につきましては、クリーンセンターの付帯施設であることからクリーンセンターの広域化計画が不透明であり、将来の方向性が定まらないため、斎園も含め担当職員による施設の見回り等を実施し、必要最小限の経費で維持、管理、修繕を行っているというものでございます。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 総務省が平成29年3月に各省庁に対して、令和2年度までに個別施設計画の長寿命化計画を作成するとともに、個別施設計画作成することを通知しました。サン・ビレッジを始めとする施設についても、今いろいろお話ありますが、令和22年以降、安城市との合併を目指すとなっておりますが、じゃあ22年までこの施設、維持するのか。そして大規模改修、必要になってくるのか。これ、両市の負担金に関わってくることですね。安城市とのクリーンセンターの統合に合わせて、これらの施設を今後どうしていくのか。計画が必要と考えるのですが、今後も今のご答弁でいくと不透明だから作成もしないと、そういうことでしょうか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 計画の策定要綱につきましては、平成26年に都道府県及び政令市宛てに総務省から通知されております。市町村におきましては、これに準じて策定をしなければならないという形であります。組合には国からの通知はなかったのかということについて、当組合には令和元年5月31日付で事務連絡で、環境省より県を通じて廃棄物施設の長寿命化への取組みについてという形での通知はございました。その通知の内容につきましては、各地方公共団体が所管する一般廃棄物処理施設の管理者は令和2年度までに個別計画を策定することや、精密機能検査を実施するということなどが盛り込まれておりました。それで、リサイクルプラザ及びサン・ビレッジ衣浦につきましては、衣浦クリーンセンターの付帯であることからクリーンセンターの計画が不透明であり定まらないということでございますので、計画的な予防保全を実施してまいりますので、よろしくお願いします。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) いろいろ今ご説明ありましたが、高浜市、長期財政計画作成して公共施設の複合化が進められております。しかし、この長期財政計画には本庁舎とこの衛生組合については反映されておりません。そうなると、今後どうなるのかと非常に不安です、私。両市の今後の財政状況を把握するためにも、これ必要になってくると考えるんですね。計画を作らないということは、じゃあ統合までも長寿命化もしないということなんですか、どういうことなんでしょうか。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 先ほどから申し上げているとおり、サン・ビレッジ衣浦とリサイクルプラザ、し尿処理、斎園につきましては、計画的な予防保全という形で機器等の更新工事、修繕等を行わせていただいている状況でございます。ここにいる組合の職員は市の職員とは異なりまして、多くの設備系の国家資格を持っております。一例を申し上げますと、ボイラー技士が1級8名、2級6名、廃棄物処理技術者が12名、エネルギー技術管理者が9名、1級建築士が1名ということで、組合職員ならではの国家資格をたくさん、しかも設備系も国家資格を持っております。このような職員が常に離れることなく常駐しておりますので、常駐しているため更新だとか機器の選定の精査を責任持って必要最小限の金額で精一杯やっております。もちろんその言われる市民生活への影響が大きい施設ですので、施設の安全、安心、安定を極力乱さないよう運転が継続的にできるように細心の注意を払って、そういった特殊な職員がそろっておりますので、しっかり管理しているという形でご理解をお願いしたいと思っております。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 笹子トンネル事件を思い出してください。
- ○議長(柴田耕一君) 倉田議員に警告します。言っておきます。すみません。想定外のことは。
- ○10番(倉田利奈君) 止めてください、今は私の発言ではないので。
- ○議長(柴田耕一君) やめてください。
- ○10番(倉田利奈君) はい。
- ○議長(柴田耕一君) きちんと打合せ事項の内容の中で質問等を行っていただきたいと思います。
- ○10番(倉田利奈君) 行っていますので。どこが違うか、ご説明ください。
- ○議長(柴田耕一君) いや、もう少し打合せ、この2問だけでは、なかなか内容は分かりません。そういった意見で回答や何かできるだけのことは事務局もされていると思います。そういったことをきちんと事務局と打合せをされて、きちんとしているというふうに私は聞いておりますので、先ほどから私の質問に対しての回答がないということを個々言っておられました。そういったことはやめていただきたいと思います。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、よろしいですか。
- ○議長(柴田耕一君) 打合せをきちんとやっておいて自分の回答、満足する回答文を得るよう にきちんとした質問でお願いをいたします。

暫時休憩します。

○10番(倉田利奈君) まだ残り時間ありますのでお願いします。議長、10番。議長、10番。

- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 私は口頭で打合せをしておりますので、なぜちょっと逆にご回答がな いか不思議です。笹子トンネル事件、あれは思い出してください。結局後から落ちてからでは遅 いんですよ。遅いから事前にきちんと調査をして計画を作りなさいよというのが国の方針なんで すよね。今、国家資格を持ってる人いっぱいいますと言ったら、でしたらそういう方がこの長寿 命化基礎調査ができるのであれば、これをして計画を作ればいいだけの話なんですよ。これを高 浜市も遅れて総合管理計画作りますよ。だったら両市だって要らないよということになっちゃい ますよね。だけど、碧南市さんは市長が将来にわたって持続可能な行政運営を実現し、身の丈に 合った公共施設等の適正な規模や在り方を踏まえ、公共施設等のマネジメントを推進するためと いうことで、この碧南市の公共施設等総合管理計画。まあ、これ挨拶で申し上げています。高浜 市、まだこれ改定されていませんが、平成28年の計画によりますと吉岡市長が今後の市の経営 を改善する鍵は、鍵はですよ。この公共施設と行政サービスにかかるコストを総合的に見直し、 有効活用していく点にあると考え、長期的な視点に立って今後の行政サービスの在り方や公共施 設マネジメントを検討することとしましたと作成に当たって申しているんですね。両市の市長の お考えを総合的に思案いたしますと、衛生組合の施設についても今後の在り方について協議を行 って、長期にわたる計画が必要なんですよ。再度、衛生組合の考えを確認いたします。いかがで しょうか。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) クリーンセンターに関しましては、令和3年に策定された愛知県ごみ処理広域化・集約化計画。これが2030年度までの計画なんですけれども、2030年度までは衣浦衛生組合、安城市、刈谷市環境組合の3施設で、引き続き処理体制を目指していくというふうにされております。2031年から2050年までの処理体制の方向性として、衣浦衛生組合、クリーンセンター衣浦と安城市環境クリーンセンターはいわゆる2039年まで使用して、2040年以降を目安に統合を目指すという形の計画書になっております。今後の延命化の工事等のスケジュールや費用につきましては碧南市、高浜市両市の環境部局を通じまして財政部局との調整もしっかり行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) すみません。最後に管理者である禰冝田市長、今の私のお考えに対してと、あと答弁に対してご意見あればお願いしたいんですが。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。

○事務局長(黒田敏裕君) 先ほども申し上げましたとおり、碧南市、高浜市両市の財政部局を 通じまして、しっかりと調整してスケジュール等、延命化の金額等、調整していきたいと思って おりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 今スケジュールのことを調整してやっていく。であれば、しっかり議員に示して市民にも示していただきたいと思います。以上で終わります。
- ○議長(柴田耕一君) 以上で、10番 倉田利奈議員の一般質問を終わります。
 - これにて通告者の質問は終了いたしました。
 - これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩を取ります。再開は11時35分。

午前11時27分 休憩

午前11時35分 再開

○議長(柴田耕一君) 時間前ですけれども、皆さんお揃いですので休憩前に引き続き会議を始めさせていただきます。

日程第4 議案第7号 衣浦衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について、議案理由の説明を求めます。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) ただいま議題となりました議案第7号 衣浦衛生組合職員の服務の 宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をご覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、服務の宣誓に関する条例(昭和29年愛知県条例第19号)の一部改正が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、内部手続の見直しを行うため、 条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、第2条関係、服務の宣誓方法の改正としまして、新た に職員となった者が行う服務の宣誓について、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の 面前における宣誓書への署名を不要とし、任命権者への宣誓書の提出のみに改めるというもので ございます。

3の施行年月日につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第7号 衣浦衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(柴田耕一君) 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口春美議員。
- ○1番(山口春美君) ありがとうございました。服務の宣誓なんですが、先ほども言われたように一部事務組合の職員さんは専門性も高いし、ここに長く常駐していただけるということで、この服務の宣誓はもう鬼に金棒。憲法にも値するものだと思うんですが、その宣誓部分を一度読んでいただいて、この宣誓文を読むことに対しては、碧南市のほうは何かグループで代表者の方が読んで、それに対して署名をしなくてオーケーということに改善されるんだということで説明を受けたんですが、組合としてはどんな宣誓文で、どういった具体的なその宣誓式の時の動きをするんでしょうか。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) まず、当組合の宣誓書の宣誓文でございますが、「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は地方自治体の本旨を体とするとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。」というものでございます。

この服務の宣誓でございますけれども、実際には新規採用職員については辞令交付市の式において代表者が管理者の面前で宣誓を行い、辞令交付式の終了後に署名した宣誓書を管理者宛てに提出するというものでございます

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) ありがとうございました。そうすると、碧南市や高浜市などと同じ県の 文書に乗っかっているので、全く一語一句狂わず同じ文章ということですか。おうちに持ち帰っ たり、その場で署名をして、その署名文を提出するということで、そこが従来のものとこの今回 の改正とは違ってくるということで受け止めてよろしいでしょうか。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) その理解で整理しています。
- ○議長(柴田耕一君) ほかに。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。

- ○10番(倉田利奈君) 今回の条例が服務の宣誓に関する条例の一部改正で令和4年4月1日 から施行されたことに伴いということなんですが、なぜ衛生組合はこのタイミングで条例改正を 行ったのかということについて、ご説明お願いいたします。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) この改正の経緯でございますが、今議員がおっしゃられましたとおり令和2年12月18日、内閣府より地方公共団体における押印見直しマニュアルが発表されたことによります。地方公共団体において、国の取組みの考え方や基準に沿って押印の見直しに取組む際の推進に対して、先ほど手順等が示されておりまして、地方公共団体の条例等や慣行により押印を求めているところの改正が行われたものでございます。それに伴いまして、令和3年9月議会において碧南市の改正に合わせて、宣誓書への押印廃止の改正、条例改正が行われております。また、その後、令和4年4月に愛知県が県職員の服務の宣誓について、任命権者の面前、宣誓及び署名を不要とし、宣誓書を任命権者に提出するという改正が行われました。愛知県が作成する条例の例、○○市、市町村職員の服務の宣誓に関する条例が改正されたことを受けて、碧南市、高浜市でも改正が行われまして、それに準じているということでございます。

○議長(柴田耕一君) ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴田耕一君) ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。反対討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴田耕一君) 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(柴田耕一君) 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

- ○議長(柴田耕一君) 続きまして、日程第5 議案第8号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) ただいま議題となりました議案第8号 衣浦衛生組合職員の育児休

業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料により、ご説明申し上げますので参考資料1を御覧ください。

まず、1の改正理由でございますが、職員の育児休業等に関わる人事院規則の一部を改正する 人事院規則が令和4年6月11日に移行され、同年10月1日から施行されたことに伴い、職員の 育児支援を拡充するため条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、(1)非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、第2条関係といたしまして、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、現行子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとなっている要件について、子の出生後、8週間以内に育児休業をしようとする場合には子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までに緩和するというものでございます。これにより、任期満了まで期間が短い非常勤職員であっても生後8週間以内であれば育児休業の取得が可能になるというものでございます。

- (2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化(第2条の3、第2条の4及び第3条関係)といたしまして、ア 1歳以降の育児休業取得の柔軟化として、現行では原則1歳以降の育児休業は子の1歳到達日または1歳6月到達日までの育児休業を本人または配偶者が取得しており、かつその翌日子の1歳到達日の翌日または1歳6月の到達日の翌日からでなければ育児休業の取得ができませんでしたが、今回の改正で子の1歳以降の育児休業の取得をする場合、夫婦交替、期間重複といった柔軟な育児休業の取得を可能とするというものでございます。
- イ 1歳以降の育児休業の取得として非常勤職員が他の子、例として第2子の産前産後休業、 育児休業の開始等の理由により育児休業が終了した場合で当該産前産後休業等の対象にあった子、 第2子が死亡等した場合において、当初の育児休業に関わる子第1子を対象とする育児休業を再 度取得することができる取扱いに改めるというものでございます。
- (3) 規定の整理(旧第2条の5及び新第3条の2関係)といたしまして、今回の人事院規則の一部改正に伴う地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の改正により、委任規定が移動したことにより、引用条項の順序を改めるというものでございます。
 - 3の施行年月日につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第8号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(柴田耕一君) 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。
- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 会計任用職員に対する規定の若干の前進なんですが、何分1年契約とい

う短期雇用という、こういう大前提のもとで作られているわけで、実際にこの衣浦衛生組合としては会計任用職員、何人見えるのかということを確認した上で、(2)のアのところで1歳以降の育児休業を取得する場合の夫婦交替での育児休業と規定されてありますが、これは会計任用職員同士のことなのか。例えばこの衣浦衛生組合で職場結婚されて男性は正規職員の場合、その正規職員の育児休業と今回の会計任用の女性の方の育児休業を交替して取れるということなのか、正規職員と会計任用あるいは会計任用同士に限定しているのか、どちらでしょうか。

- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) ご質問の件は、夫婦で育児休業を取る場合に仕事が違う正職員であったり会計年度任用職員であったり、または民間で仕事されている方とか、夫婦別に同じところで働いている場合だけではございませんので、今回の育児休業改正というのは民間も国家公務員も地方公務員も国全体が取り組む改正でございますので、別の業種に勤めておられてもそれぞれの職場で育休が取れるという考えであると思います。よろしくお願いします。
- ○議長(柴田耕一君) ほかに。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。すみません。答弁漏れで。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 会計年度任用職員、現在9名、リサイクルプラザで勤めております。 お願いします。
- ○議長(柴田耕一君) ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。反対討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴田耕一君) 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(柴田耕一君) 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長(柴田耕一君) このままで行きますと12時を過ぎますけれども、引き続き行ってもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長(柴田耕一君) 続きまして、日程第 6 議案第 9 号 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) ただいま議題となりました議案第9号 衣浦衛生組合職員の退職手 当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)が令和4年3月31日に公布され、職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)の一部改正が同年10月1日から施行されたことに伴い、法に係る規定の引用条項を改めるため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、第15号関係、引用条項の改正としまして、特定地方公共団体について規定している法第4条第8項が第9項に繰り下げられたため、条例中の引用条項を改めるというものでございます。

3の施行年月日につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の 一部を改正する条例の提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(柴田耕一君) 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。
- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 引用条項を変える、数字を変えるというだけの話だと思うのですが、念のために上位法の1を繰り下げられた1文というのはどういうもので、どういったことなのか教えてください。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 改正の概要で申し上げましたけれども、職業安定法の改正により特定募集情報等提供の定義が同法第4条第7項に新設されたことによりまして、こちら退職手当条例において引用していた同条第4条第8項が第9項に繰り下げられたことによるものでございます。以上です。
- ○議長(柴田耕一君) ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柴田耕一君) ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。反対討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴田耕一君) 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(柴田耕一君) 挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長(柴田耕一君) 続きまして、日程第7 認定第1号 令和3年度衣浦衛生組合一般会計 歳入歳出決算についてを議題といたします。提案理由の説明の前に、議会選出監査委員の生田議 員、席の移動をお願いいたします。

〔生田議員、監査委員席へ移動〕

- ○議長(柴田耕一君) 本案について提案理由の説明を求めます。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) ただいま議題となりました認定第1号 令和3年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、令和3年度決算における特長を3点ほど申し上げます。まず、1点目の歳入につきまして、火災に伴うクリーンセンター衣浦復旧工事に対する保険金が確定しまして、7億円余の収入がございました。これに関しまして、クリーンセンターの火災事故及びそれに対する火災保険の件につきましてもご説明申し上げます。まず、事の発端は令和元年11月20日の午後1時半頃クリーンセンターの粗大設備から出火し、約2時間半後に鎮火、人命に関わる被害はなかったものの、搬送コンベヤを全焼したものでございます。この火災事故を受け、行った復旧工事は翌令和2年1月から同年8月末までの9か月間の長期に及びましたが、この期間においては仮設による受入れで市民の皆様に多大なご協力を賜り、感謝を申し上げます。

この火災に対する保険金でございますが、本組合は一般財団法人全国自治協会の建物災害共済事業に加入しておりまして火災事故直後から保険金の請求手続のため、幾度となく調整してまいりました。今回の火災事故は全国自治協会の保証案件としましても、これまで扱ったことのない非常に大規模なものであるということでございまして、損害額の算定査定におきましては、多くの時間を割いていただき、組合側の試算資料による実行程との差異がある部分について、細部にわたり精査及び調整をさせていただき、手続や開始からおよそ2年の歳月をかけ、昨年10月ようやく入金されて今に至ることでございます。なお、全体では10億円余の復旧工事でございましたが、保険の対象外となる再発防止及び機能強化に当たる部分がおよそ3億円ございましたので、実質被害額のほぼ満額を保険にて認めていただく形になりましたことを申し添えいたします。

一方、歳出ではこの火災保険のうち6億円余を施設整備基金に積立てしております。この施設

整備基金につきましては昨年12月議会においてご議決賜り、基金条例を制定させていただいたものでございますが、保険金の使途を検討する中で、国から火災による災害復旧事業として借り入れた9億円弱は10年間で0.006の極めて低い金利で借り入れることができましたこと、繰上償還には手数料として将来分の利息込みで償還するため、メリットがないこと及び今後老朽化に伴う整備費、費用の増大が懸念される中で大規模な工事や突発的な災害復旧工事等の原資として活用することが組合市の財政負担の軽減に資するとして、基金化するということでございます。なお、火災関係で民間から借り入れました9,400万円余につきましては金利が高いため、利息分軽減のため繰上償還して完済しております。

次に、2点目としまして、クリーンセンターの延命化に資する5億円規模の更新工事でございますが、お手元の資料の主要成果報告書の45ページを御覧ください。

クリーンセンター開設後、25年が経過し、経年劣化により安定した処理が困難になりつつある中、今後も施設の性能を維持し、長期に継続運転ができるよう、二つの事業概要に記載の14項目につきまして計画的な予防保全として機能等の更新を行いました。詳細につきましては、46ページから48ページに記載してございますので、ご参照ください。

最後に3点目としまして、余熱利用施設サン・ビレッジ衣浦の借地部分の約4,000㎡の土地を購入しております。これは地権者の意向が確認されたため費用対効果等を十分に検証の上、組合財産にしたものでございます。

以上が、令和3年度決算における主要な特徴の概要でございます。

それでは、お手元の資料、令和3年度衣浦衛生組合一般会計決算書の1ページを御覧ください。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別添監査委員の意見書を付 け議会の認定に付するというものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

見開きで横長の表となっております。歳入決算につきましては、3ページ側の収入決済の一番下、歳入合計の欄を御覧ください。歳入の収入済額は33億821万6,215円で、前年度決算額33億1,141万623円と比べ319万4,408円、率にしまして0.1%の減でございます。

次に、歳出につきまして、4ページ、5ページをお開きください。

5ページの支出済額の一番下、歳出合計の欄を御覧ください。歳出の支出済額は32億1,249万6,053円で、前年度決算額32億5,141万5,100円と比べ3,891万9,047円、率にしまして1.2%の減、予算に対する執行率は97.2%でございます。4ページ表下、欄外の歳入歳出差引残額の9,572万162円は、翌令和4年度へ繰越すものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

決算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款1項1目分担金の収入済額は19億3,026万8,000円、歳入構成比は58.3%で、前年度対比1億1,970万3,000円、率にしまして6.6%の増でございました。内

訳につきましては、碧南市より11億4,886万2,000円、分担率は59.5183%、高浜市より7億8,140万6,000円、分担率は40.4817%でございます。次に、2款2項1目使用料の収入済額は1億8,813万1,361円で、歳入構成比は5.7%で、前年度対比1,631万4,015円、率にしまして9.5%の増でございます。次に、3款1項1目財産貸付収入の収入済額は276万963円、歳入構成比は0.1%で、前年度対比35万9,620円、率にしまして15.0%の増でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

4款1項1目繰越金の収入済額は5,999万5,523円、歳入構成比は1.8%で、前年度対比513万7,337円、率にしまして7.9%の減となっております。次に、5款1項1目諸収入の収入済額は7億3,466万413円、歳入構成比は22.2%で、前年度対比7億2,026万1,721円、率にしまして5,003.9%と大幅な増となっております。これは先ほどお話しました火災保険になります建物災害共済金7億713万6,731円の増が主な要因となっております。次に、6款1項1目衛生費の収入済額は3億9,240万円、歳入構成比は11.9%で、前年度対比8億5,470万円、率にしまして68.5%の減となっております。これは令和2年度に借入れを行ったクリーンセンター火災復旧工事に伴う地方債の減によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目議会費の支出済額は48万2,850円、歳出構成比は0.1%で、執行率は98.5%でございます。次に、2 款 1 項 1 目一般管理費の支出済額は8,655万3,092円、歳出構成比は2.7%、前年度対比3,318万4,246円、率にしまして62.2%の増、執行率は95.9%でございます。増額の主な理由は、庶務課庶務係の職員1名増に伴う人件費の増及び退職手当1名分の増によるものでございます。

12ページ、13ページに移ります。

12節委託料の支出済額は453万716円で、広見排水機場維持管理委託を初め7件の業務委託を行ったものでございます。17節備品購入費の支出済額は347万7,760円で、前年度対比52.7%の増となっております。これは、サーバー機器等一式の購入及びコロナウイルス感染防止対策として次亜塩素酸空間除菌脱臭機を3台購入したものでございます。次に、3款1項1目清掃総務費の支出済額は7億5,156万3,023円で、歳出構成比は23.4%、前年度対比は6億1,257万2,346円、率にしまして440.7%の増で、執行率は99.3%でございます。主なものは、一般職14人分の給与及び会計年度任用職員10名分の報酬で、増額の主なものは14ページ、15ページをお開きください。最上段の積立金によるものでございます。この積立金は冒頭で説明いたしました施設整備の基金の積立金で、支出済額の6億1,816万7,000円が現在の基金残高となります。なお、今後は繰越金の一部を積み立てていく予定でございます。よろしくお願いします。

次に、2目し尿処理費の支出済額は1億3,168万7,905円、歳出構成比は4.1%で、前年度対比 32万8,126円、率にしまして0.2%の増、執行率は98.5%でございます。 10節需用費は、し尿処理に要する電気料を初めとした光熱水費の支出が主なものとなっております。12節委託料は、し尿処理施設維持管理委託を初め3件の業務委託を実施したことによるものでございます。次に、3目ごみ処理費の支出済額は15億9,056万5,909円、歳出構成比は49.5%で、前年度対比8億7,456万1,568円、率にしまして35.5%の減、執行率は96.0%でございます。10節需用費の支出済額は5億3,991万3,249円、執行率は92.9%で、排ガスを浄化するバグフィルターろ布等、機械消耗品の購入を初めとした消耗品費、クリーンセンターの運転に要する電気料を初めとした光熱水費及びごみ処理施設総合整備を初めとした66件の修繕費が主なものでございます。12節委託料の支出済額は4億9,657万8,035円、執行率95.2%で、前年度対比は5,695万円余、10.3%の減でございます。これは、ごみ処理施設運転管理業務委託を初め41件の業務委託を実施したもので、減額の主なものは火災に伴う業務関連委託の減及びクリーンセンターの整備改修に関する調査、計画策定業務関連委託の減が主なものでございます。14節工事請負費の支出済額は5億4,954万200円、執行率100%で、これはNo.2灰搬送コンベヤ等更新工事を初め3件の工事を施工したもので、No.2灰搬送コンベヤ等更新工事につきましては、冒頭で説明したとおりでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。

4目リサイクルプラザ費の支出済額は1,401万7,196円、歳出構成比は0.4%で、前年度対比147万2,700円、率にしまして11.7%の増、執行率は96.0%でございます。主なものは14節工事請負費で、リサイクルプラザ照明設備機器等更新工事を実施したものでございます。

次に、5目余熱利用施設費の支出済額は1億8,250万4,296円、歳出構成比は5.7%で、前年度対比7,495万345円、率にしまして69.7%の増、執行率は98.8%でございます。10節需用費支出済額は7,439万8,033円、執行率は98.2%で、主なものは18ページ、19ページに移りまして、サン・ビレッジ衣浦の浴場及びプール施設の運営管理に関する電気料を初めとした光熱水費及びポンプ等修繕を初めとした62件の修繕料が主なものございます。

12節委託料の支出済額は4,970万9,772円、執行率は98.9%で、これは浴場、プール関連設備施設機器の保守点検業務委託を初め11件の業務委託を実施したものでございます。16節公有財産購入費の支出済額は5,272万7,740円、執行率は100%で、冒頭でご説明したとおり余熱利用施設の用地購入によるものでございます。

次に、2項1目斎園費の支出済額は1億895万5,973円、歳出構成比は3.4%で、前年度対比592万2,424円、率にしまして5.7%の増、執行率は96.5%でございます。10節需用費の支出済額は5,143万4,072円、執行率は96.3%で、その主なものは20ページ、21ページに移りまして、火葬炉の運転に伴う灯油を初めとした燃料費、修繕費では火葬炉整備等整備を初めとした22件の修繕を行っております。

12節委託料の支出済額は3,767万2,782円、執行率は96.3%で、火葬業務委託を初め16件の業務委託を実施したものでございます。次に、4款公債費の支出済額は3億4,616万5,809円、歳

出構成比は10.8%で、前年度対比1億720万8,129円、率にしまして44.9%の増で、これは1目元金でし尿処理下水放流施設の建設及びクリーンセンター衣浦延命化工事等に関わる償還金に加え、火災復旧工事に伴う銀行借入分の繰上償還を行ったものでございます。

なお、令和3年度末現在の未償還残高は、39億5,256万2,849円でございます。

24ページには実質収支に関する調書、26ページから28ページに関しましては財産に関する調書を添付してございます。

以上で、認定第1号 令和3年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(柴田耕一君) 提案理由の説明が終わりました。

質疑及び討論に入る前に、本案件について、さきに監査委員において審査され、その審査意見書を配付しております。本日は議長において監査委員の出席を求めておりますので、この際、監査委員より決算審査に対する意見の開陳を求めます。

- ○監査委員(伴野義雄君) 議長、代表監査委員。
- ○議長(柴田耕一君) 代表監査委員。
- ○監査委員(伴野義雄君) 代表監査委員の伴野義雄です。どうぞよろしくお願いします。議長から意見の開陳を求められましたので、監査委員を代表しまして、令和3年度衣浦衛生組合一般会計の決算審査の概要について、ご報告申し上げます。

管理者より提出されました令和3年度衣浦衛生組合一般会計決算書につきまして、地方自治法 第233条第2項の規定により審査を実施いたしました。その結果に対する意見を申し上げます。

まず、審査の方法でございますが、審査は決算書及び決算附属書類が関係法令等に準拠して作成され、かつ予算執行実績を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証書類等の照合を始め、計数の正否、妥当性について審査いたしました。

また、現金預金残高を関係金融機関提出の預金残高証明書により確認いたしました。

そのほか、既に実施いたしました出納検査及び定期監査の状況を参考として、所管ごとに関係 職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

その審査の結果、審査に付されました決算書及び附属書類はいずれも関係法令に基づいて作成 されており、その計数は関係帳簿と符合して正確に処理されていました。決算の内容及び予算の 執行についても良好であり、財政運営は適正なものであると認められました。

また、公有財産の管理状況も適正に処理されていると認められ、それぞれ表示の計数も正確な ものでありました。

詳しい資料は、皆様方のお手元に令和3年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書を お届けしてございますので、計数等を比較、ご調査願いたいと思います。

大変簡単ではございますが、監査委員の監査報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(柴田耕一君) ありがとうございました。意見の開陳が終わりました。

これより歳入について、質疑に入ります。質疑の際は執行部に対してか、監査委員に対してか、 答弁者をはっきりさせた上、資料名及びページ数を言ってください。なお、申合せにより質疑回 数は歳入歳出それぞれ3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

質疑に入ります。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) まず、最初に歳入のことで伺います。成果報告書の20ページです。ここに余熱利用施設の歳入の5,400万円余が計上されてありますけれども、このうちの碧南のシルバー券というのか、65歳以上の方に無料券を配付しているんですが、この分の人数やその使用料金のところはどれだけになるのか。高浜市さんは以前、私ポイントをためて1枚もらえるとか、もらえないとかいう、その後どうなったのか分かりませんが、もし高浜市分の無料券の部分もあったら、それも教えてください。

それから、その下のところの3款財産収入のところで4節の余熱利用の貸付ということで228 万円余が計上されています。太陽光発電では屋根貸で12万7,000円ということで僅かなお金なん ですが、先ほど一般質問でもお聞きしたんですが、ちょっと違うことを部長は答えられたようで、 この屋根貸事業の三つの施設の中での太陽光発電の出力、それから年間発電量について改めて伺 いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

とりあえず以上です。

- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) まず、余熱利用施設の使用料の中のうちシルバー券、碧南市がやっておりますシルバー券がどれほどあるかということですけれども、高齢者優待券は3,760万9,000円が歳入として入っております。枚数にしますと1万5,083枚になります。

太陽光発電のほうの発電量、これは計画発電量としまして能力ですけれども、衛生センターに取付けたものが $20\,\mathrm{k}$ Wでございます。 3 年度の発電した量としては $1\,\mathrm{T}9$, $490\,\mathrm{k}$ W h でございます。 1 サイクルプラザに付けられたものが $37.05\,\mathrm{k}$ Wの容量のもので、3 年度の発電量が $4\,\mathrm{T}$ 8, $066\,\mathrm{k}$ W h でございます。 サン・ビレッジのほうに付けられたものが $323\,\mathrm{k}$ W の能力のもので、発電量が $5\,\mathrm{T}9$, $531\,\mathrm{k}$ W h の実績でございます。

以上です。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 歳入で3回だったね。今ちょっと勘定しつつあるんだけれども、前、無料の部分を出してなかったですかね、ここ、掲載が。高浜はなしということで、前ポイントで3

枚ためると1回とかいうのは、なくなっちゃったんですね。そうすると、これに対する徴収額でいうと約7割が無料券ということになる。3,760万円でした。7割が無料券で成り立っていると。もう碧南市がよいしょこしょと背負っているようなもんだわね。わずか1,000人ぐらいが、700人ぐらいか。1,000人ぐらいが、1,500人ぐらいが現金で入ったということで、この細分化した部分までは分からないんですか、無料化のところ。決算のところに書いてあるところの。この詳しくプールが幾らとか、風呂が幾らということまではやらないということなんでしょうか。

それから、その余熱利用の屋根貸なんですが、これは業者からいつも発電量について確認することができて、碧南市はそこまでカウントしてないって元々小さなものしか付けてないんですが、それは自主的にこちらが太陽光発電の機械か何かですぐ分かることができて把握しているのか、どんなふうにしてみえるんでしょうか。すごい詳しく把握してみえるんだなあと。これは売却よりは使ってほしいなというふうにつくづく思ったんですが、こういうものをやっぱりホームページなんかで掲載するということはできないんですかね。一応碧南市はワット数だけは掲げてある、どこに設置してあるのかということで市民は知らないことなので、ぜひこれも掲載していただいて、せっかくいいことというのか、業者もうけになっちゃうんだけれども、設置しているは設置していることになるので掲載していただきたいなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

- ○議長(柴田耕一君) 答弁お願いします。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 今シルバー券の内訳ということでありましたけれども、ちょっと資料を探しておりまして、高浜市側でもやられておりますけれども、3年度。令和3年度におきましては、この中に実績がなかったということでございます。

今回この太陽光発電について数値を上げさせていただきましたが、3年度の実績の数値ですけれども、こちらは設置業者のほうに問合せて、3年度の実績ということでお聞きした部分でございます。公表の義務はございませんので、特に公表ということは考えておりません。 以上です。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 毎回この碧南市だけが背負って立っていて、そんな無料券で成り立っているこの余熱利用施設ですけれども、高浜市さんは全然なしと。その他いろいろ、いろいろなイベントなんかの時に無料券を配ったりすることもないんですか。それはもう完全に65歳以上は色が付いていて今年の分は紫色だよとかいうことですぐ分かるんですが、そのほかの無料扱いというのは全然なしということなんでしょうか。ぜひ高浜市さんも本当に私たちだけに負担かけずにやってほしいなというのは常々思っていて、何で碧南市だけがこんなただ券で一生懸命成り立っているのかなというふうに思うので。というに思います。とりあえずほかのものは全然ないん

ですか。

- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 今おっしゃられたようなシルバー券に該当するような無料券、もしくはサン・ビレッジの無料券を発行するということは行っておりません。よろしくお願いします。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) サン・ビレッジ衣浦における無料券ですけれども、これはそれぞれの市におけます福祉施策の一環でございますので、そういう状況でされている状況でございますので、総合的な福祉施策の中でそれぞれの市が検討されるということですので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) ただいま山口議員の答弁でシルバー券の金額と枚数が出て、それから それ以外の無料招待券みたいなものについては発行していないというご答弁であったかと思うん ですけれども、以前私の一般質問のほうで、今後はシルバー券、碧南市さんが独自に出されてい るもの以外は発行しないよということだったんですけれども、発行しないのはいいんですけれど も、以前に発行したものは使われているのかなと思うので令和3年度、使われた枚数を教えてく ださい。
- ○議長(柴田耕一君) 答弁をお願いします。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 令和3年度、無料券それまで発行しておりました無料券が使われた 実績でございますが、541枚ということでございます。この無料券、当時発行しておりました無 料券には期限がございまして、もう期限が切れておりますので、それ以降の利用はございません。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 無料だから多分決算に入っていなくて、ここが独自に出していた無料券だから私はちょっと問題があるよということで、前お話させていただいたんですけれども、今期限があるということだったんですけれども、期限がいつになりますでしょうか。それで今まで配ったもの全てにおいて期限が入っているのかどうかも確認したいと思います。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 令和2年度時点で発行しました無料券は令和3年9月30日までが

有効でということでございます。

以上です。

- ○1番(山口春美君) ないって答弁しておかしいよ、その答弁するなんて。さっきないって言ったじゃん、碧南以外は。どういうこと、それ。議長、うその答弁しちゃあいかん。541枚もあったなんて。
- ○議長(柴田耕一君) 無料券を含んで1万5,000じゃない。先ほどの答弁。
- ○1番(山口春美君) 違う、碧南のやつは3万、3,760万この中に入っとるってこと、1万5,000。休憩、休憩。おかしいよ、答弁が。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 私の話し方がちょっと伝わっておりませんで、申し訳ございませんでした。今回この決算の中には無料券というのは歳入に発生しておりませんので、この中には含まれていないということでおります。ただし、倉田議員のほうからもお話ありましたけれども、昨年度その無料券の発行について審議がなされまして廃止するということで、今現状発行しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。
- ○1番(山口春美君) 誰が発行したの。発行した人はちゃんと自分でお金出さにゃあいかんだよ。その無料分を。碧南みたいに。紙だけ発行しとっちゃあいかんがね。休憩、休憩、ちょっと。ちゃんと分かるように説明して、そんなの。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○1番(山口春美君) 碧南市はちゃんと市が立替えて出しとるだがね、その無料分を精算してもらって。誰も補塡しない。そんなに身上がいいの、衣浦衛生。500人分も払うような。誰がそんな責任持つだね、そんなばらまいたやつ。何の理由でどういうふうにやったの。私その時、議員じゃないから、分からないから説明して。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

- ○1番(山口春美君) 分かっているの、みんな。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 今、山口議員からいろいろご質問がありまして、結局ここが独自で541枚、多分勝手に、勝手にというか、一部は何か会議とか出た方に渡したんだけれども、あとはちょっと私の一般質問では明確にならなかったということで、すごい私も非常に問題だということで、以前一般質問をさせていただきました。この541枚、確かに歳入に本来入るべき金額なんですよね。それが入らなかったということで、私も非常に問題視しています。特に541枚という枚数がびっくりしました。これ多分、有効期限が9月30日で今後は出さないよということで、今まで持っていた人がいきなり使わないとということで利用されたのかなと思うんですけれども、

この541枚の、これ前の質問に重なるところもあるかと思いますが、結局今、皆さんすごく不信感があると思うので、どういう相手に渡したのか、どういう人が使ったのか、これについてお答えいただきたいと思います。

- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 無料券につきましては以前の議会で答弁させていただきましたけれ もど、ただいま詳しい資料がございませんので、詳細なお答えはちょっと出来かねるんですけれ ども、無料券の発行ということで利用促進のために内部的な、重要事項会議のほうで利用促進の ためにということで市内の小学生ですね。社会見学の時に見学された方に配付するということを 主に、協力いただいた方等にこの無料券を1人1枚ずつお渡しするというようなことを行ってお りました。それも最近は利用も促進されて十分効果がでているということで、もう廃止してもよ かろうということで廃止した経緯がございます。よろしくお願いします。
- ○議長(柴田耕一君) ほかに質疑もないようですので、歳入の質疑を終結し、続いて歳出について質疑に入ります。
- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 多分ここの辺に入るんじゃないかと思うんだけど、総務の関係で成果報告書の24ページ当たりです。それで、1階女子トイレは和室ばっかりでのトイレで今回女性の方ももう1人入られたということで、女性の職員も2人見えるし、何しろ現場からはここへ直接入ってみえるので私も使わせてもらうんだけれども、和式トイレでウォシュレットも付いてない3か所をそのままで、2階のほうに行けば障害者トイレがあるので行ってくださいということを言われたんだけれども、常駐してここに女性の方も働いてみえる中で、やっぱり和室ばっかりって今どきあり得ないと思うんだけれども、そんなただ券で配るお金があるならトイレの1か所や2か所、できれば全部ウォシュレット付きのトイレにして、見学の方も見えると思うし、来賓の方もみえると思うし、これはぜひ改善していただきたいなというふうに思います。

それから、ホームページに私たちは住民が主人公と思うし、ごみ行政なんていうのは本当に住民の理解を得ないと事は進まない話なんだけれども、ホームページの衣浦衛生組合にはアドレスが書いてありません。よくあるこのメールの形は書いてあって、ここにぽんってやると名前を書いてくださいってこと、相手側のアドレスも分からないままのやつじゃ嫌だよ。ちゃんと碧南市はそれで所管ごとにアドレスを掲載しているので、原稿の通告を出そうと思ったって、そのアドレスも分からないような形でいけないので、市民の皆さんが安気にこのいろいろな問題があったら問合せできるような、双方向のホームページにしてほしいので、アドレス掲載をぜひするべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、成果報告書の29ページのところです。3款1項3目12節の委託料の中で循環型社

会形成推進地域計画ですか。これが補正予算で258万、予算に乗った全額が減額になって廃目となりました。それで、その時の答弁では部長はこの10月、今年の今ですね。10月に1,000ミリの雨によって浸水するということの結論が出ると言われたんですが、実際にどういった形で、また今準備していますって、さっきからずっと何度も何度もそういう話が話が出るんだけれども、10月って期日を切って言われたので、その後どうなっているのか。先ほど言った循環型社会形成というそのエコや減量に向けての話が、いつの間にやら焼却場の建替の延命計画に変わっているので、それどういうことなのか、ぜひ教えていただきたいと思います。

それから、この委託の中にこのごみ焼却場が水銀測定の事業所に指定されています。それで、 実際に水銀測定はどこで何か所分やっているのか。この委託料の中に入っている微々たるもので 掲載するまでもないというものなのか、どうなのか分かりませんが、もし掲載されているならば どこに何か所、幾らぐらいで水銀の測定をやってみえるのか、教えていただきたいと思います。

成果報告書の33ページです。余熱利用施設で大変好評で、お風呂なんかも高齢者の人たちが 入ると元気になると、コミュニケーションの場でもあって、私たちの碧南市の高齢者の皆さんは 本当によく使ってみえるんですが、ここのお風呂のジェットが何か菌が出て駄目だと言うんだけ れども、碧南市のあおいパークはお風呂のジェットが使える形になっていて、たまたま今故障で どうも直りそうもないようなんですが、片っぽはジェットがよくて、ここの施設は深風呂なんか でも、あのジェットがなければ、ただすごんでいるだけで全然効果ないと思うんだけれども、ジェットが寝湯のところもジェットがあってこそ、ただ寝とるだけなんか全然魅力ないと思うんだ けれども、何でそのお風呂のジェットを復活することができないんでしょうか。ぜひ、教えてい ただきたいと思います。

それから、成果報告書の34ページです。先ほどから話題に上っています土地購入について5,272万7,740円ということですが、改めてこれ面積当たりの単価と、それから先ほど問題になっている小さな草ぼうぼうの5台の駐車場分のところと、この地権者は同一なんでしょうか、違うんでしょうか。それも確認したいと思いますので教えていただきたいと思います。

それから、し尿処理施設。先ほどあっちへ止めると帰りに女性が怖いから止めないということを言ってみえたけれども、あの膨大な用地の活用についても監査委員さんも含めて、この施設や用地がきちんと活用されているかどうかというのは課題の一つに挙げられると思うんですが、具体的に今後の活用の仕方、令和3年度、火災もあってあそこが仮の置場になったりしていたんですけれども、どうされていくのか。ここ、そこの鉄塔の下までずっと、この渋滞を長く伸ばすことはやっていただいたんですが、この渋滞が恒常的にあるというのも異常なことなので、やっぱりこの渋滞を解消する。全然スムーズにいつでも入れるということは思いませんけれども、とにかく週末だとか月曜日なんかは渋滞が当たり前になっているので、これを恒常的に解消していくために、やはり資源回収の回収場所をあちらにも移したりしてやっていくべきではないかというふうに思うので、そういう点の検討はこの令和3年度、あそこのあの土地が余ったからどうしよ

うということで、検討がされたのかどうかも教えてください。

それから、今回は改めてこの成果報告書の中で、光熱費の中で水道、電気代だとか細かく書いていただいたので、私全部トータルして掛けたんですが、ぜひ次回からはエコの関係もCO2の関係もあるので全館の電気料について、まとめていただきたい。全館共通で電気料幾ら、それから燃料費が幾らということも。燃料費が意外と高いかなと思ったら5,000万そこそこで終わっているので、電気料と比べたら半分以下だなというふうに思ったこともあるので、決算の記載の仕方ですが、光熱費の電気料のところ、また分けて掲載していただければありがたいなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

- ○業務課長(田中秀彦君) 議長、業務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 業務課長。

○業務課長(田中秀彦君) 最初に地域計画の補正予算で落とした、とのことでございますが、補正予算で落としたところにつきまして12月の補正予算の議会で議決していただいておりますので、ちょっと省略させていただきます。この水害のお話をちょっと補足させていただきますが、事務局長の答弁で10月というお話があるのが、秋頃というふうに私どもは認識しております。秋頃に環境省から水害に対する具体的な対策をどうすればいいかという指針及び基準が出るというふうに私ども聞いております。それにつきましては、8月の上旬に環境省がそういった委託をしている業者から各施設に対しての案の意見徴収を求められましたので、そちらの案の意見を出しております。内容については、私どもが事務局長が東京で環境省の方に説明した内容に沿ったものになっておりますので、恐らくこの秋口以降にそれが公表されていくかというスケジュールでございます。

あと、水銀の測定でございます。ダイオキシンですね。30ページのちょうど(6)試験分析関係ダイオキシン類公害関係分析業務委託680万余のところがございまして、そちらのほうで1炉に対して年6回、それが2炉ございますので12回実施しております。

以上です。

あと、すみません。衛生センターの空き地のところにつきましては、こちら何度も質問いただいておりますが、衛生センターの空き地というのは非常に有効な土地でございます。災害時、非常時等にあちらの土地を利活用させていただきますので、そういったところで現状のまま利用させていただきます。

あと、渋滞の解消で待機路の工事では16台程度の車両が待機路のほうに入れるようになって、 市道のほうにはみ出すことはもう本当に少なくなりました。月曜日の午前中、水曜日の午前中の 特定の時間、金曜日の特定の時間という形で、以前とは全く渋滞が解消されているという状況で ございます。

以上です。

○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。

- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) まずちょっと決算と違っているかと思いますけれども、トイレの洋式ということでご意見をいただきました。組合のほうとしましても、よくあるのが小学生がやはりもう和式のトイレが使い慣れないということで、見学に来る時には少々困っているという話を伺ったりもしております。数年前からこのことは組合内でも検討しておりますが、いかんせん様々な機器の整備等に費用も要しますので総合的に判断しながら、できる時には替えていきたいというふうに考えております。

あと、メールアドレスをホームページにということでご意見をいただきましたけれども、こちらも組合として今現在、代表アドレスしかございませんので、セキュリティ等の面とか等々いろいる検証した上で、また考えていきたいと思っております。

あと、サン・ビレのお風呂のジェットですね。これにつきましては、一般的に知られていると思いますけれども、このジェットによる飛沫ですね。によってレジオネラ菌が発生するということで県からの指導もあり、使用を中止したものでございます。最近でもこのレジオネラ菌により死亡事故が発生しておりますので、今後も使用は難しいかなというふうに考えております。

あと、土地の件でご質問がございました。ここの、令和3年度において購入した土地につきましては、4,055.98平方メートルでございます。これはプールの建っている部分以外のお風呂、 駐車場に当たる部分がこれに当たります。また、この地権者は先ほどの寄付の土地の地権者とは 別の方でございます。

あと、決算書に電気料、燃料まとめられないかというご意見でございます。また、ご意見として賜っておきたいと思います。

以上です。

- ○1番(山口春美君) 議長、1番。
- ○議長(柴田耕一君) 1番 山口議員。
- ○1番(山口春美君) 女子トイレの全和室状態というのは、やっぱりバリアフリーから見たって問題だと思うし。
- ○議長(柴田耕一君) 決算認定の審査ですよ。違うでしょう。何ページですか、ページ数。決 算認定の質疑です。
- ○1番(山口春美君) 今の現状のこの決算を執行した上で、トイレの改修問題なんかも入って いないので。
- ○議長(柴田耕一君) 議題外はやめていただきたいと思います。何ページのどういった質問。
- ○1番(山口春美君) 成果報告書の24ページのところの総務費の中で、いろいろ修繕とかやってみえるんですが、その中でトイレが和式のまま三つということで放置がされているので。
- ○議長(柴田耕一君) 何ページの何段へ当たりますか。

- ○1番(山口春美君) 総務費で施設の管理とかやってみえるでしょう、事務所の関係も含めて。 ぜひその辺、お金の面なのか。
- ○議長(柴田耕一君) それ、一般質問で行ってください。
- ○1番(山口春美君) でも法律的にバリアフリーの関係もあるのでね。やっぱりこれでは済まないと思いますので、ぜひ前向きに検討してください。

それから、成果報告書の29ページ。先ほど循環型社会のことを言われたんですが、夏頃には ヒアリングを行って、この秋ぐらいには出てくるということなんだけど、平成30年で終わって いるこの循環型社会の計画は第2次とか、その計画はないんですかね。これがいきなりこの焼却 場の延命に変わってしまって、引き続きその環境計画のほうに移行してしまって、ごみ減量だと かを追求するようなものになってきてないということなんでしょうか。なぜ、こういうふうにな っているのか、ちょっと摩訶不思議なんですが、それで何年か先には安城と一緒になるとかとい うことだと、何か道が違うところに行っちゃっているような気がするんですけれども、それ、ク リアが多分大丈夫だというこの間の答弁であったんですが、間違いないのかどうか。

- ○議長(柴田耕一君) 議題以外の質問はやめてください。
- ○1番(山口春美君) 委託料のところ、議長、見てる、ちゃんと。29ページ、成果報告書の。 委託料って書いてあるでしょう。ここの中のダイオキシンの中に水銀測定が入っているって今答 弁されたじゃないですか。水銀測定だとか、それから循環型社会は補正予算の中でついているも のが。
- ○議長(柴田耕一君) 30ページ。
- ○1番(山口春美君) 何だん。
- ○議長(柴田耕一君) 29ページじゃない。
- ○1番(山口春美君) 29ページの委託料のところだって。
- ○議長(柴田耕一君) ダイオキシンの中に入っとるという話で。
- ○1番(山口春美君) そうだよ。
- ○議長(柴田耕一君) 30ページですよ。30ページ。29ページじゃない。30ページです。
- ○1番(山口春美君) ああ、そうだね、30ページ。いいよ。それをこの循環型社会が道がずっと変わってきているのかということが気になるなということと、水銀測定はこの煙突で6回やっているんだけれども、燃焼灰。残渣だとか燃焼灰については、ここに水銀が入っている可能性があるんだけれども、全く測量はされてみえないのかどうか、確認したいと思います。

それから、ジェットのほうはあおいパークも循環型でやってみえると思うし、かけ捨てじゃないもんね。かけ流しじゃないので同じ構造だと思うんだけれども、こちらは駄目ということで、そこはどうしてなのかなというふうに思うんですけれども、その点についても伺いたいと思います、再度。あのあおいパークのこと知ってみえるよね。同じ構造だと思いますよ。行政がやっているので、かけ流しの温泉じゃないですから。というふうに思います。

それから、渋滞対策についても16台増えたけれども道が長くなっただけで、渋滞そのものは解決していないので、やっぱりこの今のやり方をきちんとやっぱりどこを改善すれば減っていくのか。家庭用のごみについては早々と別のところに持って行ってもらって、この列を短縮するということも必要だというふうに思うので、やっぱり先ほど言われたじゃないですか。専門家で長い間ずっとこの経験も積み重ねてきている皆さんですから、碧南、高浜の代表者を無視してでも、ぜひ画期的な改善案を出していただきたいなというふうに思いますので、どうでしょうかね。

- ○議長(柴田耕一君) 簡潔にお願いします。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 今ジェットについては、サンビレッジとしては、やはり安全面から休止したということでございます。ほかの施設については、ほかの施設ということで、この場ではお答えはできないものでございます。よろしくお願いします。
- ○業務課長(田中秀彦君) 議長、業務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 業務課長。
- ○業務課長(田中秀彦君) 地域計画のお話、これ12月補正でもう決着はついておりますので、補足はいたしませんが、地域計画につきましては全体のものについてはもう既に計画年度は終了しております。今回作成するものは、現在作成しております令和4年度から7年間。現在5年及び7年で計画は作っておりますので、それに沿ったものになります。議員先ほどからおっしゃられております地域温暖化対策実行計画と地域計画は、全く別物であるということをご認識ください。

あと、灰の水銀測定につきましては、残渣は年12回実施しております。 以上です。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 渋滞、渋滞という話で先ほどからあるんですけれども、渋滞ということで、渋滞対策はここクリーンセンターは特に重視しておりまして、専用の北西部分に専用の出口を設けることによって帰りの計量をなくして、収集車はすぐできるような形で平成26年にやっております。それによって計量室での料金徴収の簡素化と、その資源ごみの入り口付近での交差ですね。車の危ない交差をそこの北西部分に出口専用の収集車のパッカー車の、設けることによって解消するということをやっております。それと、あと計量システムにおいては、今まで住所、氏名だったやつを電話番号ですぐ通過できるように簡素化しております。それも渋滞対策です。先ほど業務課長の発言のとおり鉄塔周りの、これは待機路ということで20台を設置しております。それと、広報だとか渋滞予報だとかはゴールデンウイークだとか年末だとか、お盆とかに発信しております。そういったことで、随時ホームページでもリアルタイムで渋滞情報を発

信しておりますので、渋滞対策においては前向きに取り組んでおりますので、ご理解をよろしく お願いします。

- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) すみません。まず、先ほど山口議員の質問に対する答弁でちょっとお聞きしたいんですけれども、環境省のほうから秋に水害対策の計画が出て。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員、今どこに何ページ、どこですか。言ってください。 ページ数と。
- ○10番(倉田利奈君) 委託料のところ。
- ○議長(柴田耕一君) 内容を言ってください。ページ数と内容を。
- ○10番(倉田利奈君) ページ数とか内容は、ちょっと今すぐ分かりませんが、今の答弁で分からない。
- ○議長(柴田耕一君) 議題外ですので。
- ○10番(倉田利奈君) いや、議題外じゃないですよ。昨年度の決算全てについて聞かなきゃいけないんですよ、私たちは。
- ○議長(柴田耕一君) 説明がされています。
- ○10番(倉田利奈君) 説明がされていないから聞いているんです。
- ○議長(柴田耕一君) 5月議会で。5月の定例会できちんとあなた質問して、ちゃんとあれで しょう。
- ○10番(倉田利奈君) だから、その後の状況を今から聞こうとしているのに、なぜ聞けないんですか。
- ○議長(柴田耕一君) だから事務局のほうへ聞けばいいじゃない。
- ○10番(倉田利奈君) 言論封鎖ですか。言論封鎖ですよ。言論封鎖ですよ。まだ質問もしてないのに、なぜそれを止めるか、全然分かりませんけど。どこがどう議題外か、説明をしていただかないと分かりません。どこがどう議題外でしょうか。
- ○議長(柴田耕一君) だから何ページのどういった内容ですかという。
- ○10番(倉田利奈君) だから、今、山口議員の質問に対して分からないことをお聞きしたいと言っていることが、なぜ駄目なんですか。昨年の決算のことについて山口議員が聞いていることについて、私がそれについて分からないから聞こうとしているのに、なぜそれが聞けないのか分かりません。理由を教えてください。
- ○議長(柴田耕一君) だからページ数を言ってください。29ページのどこですか、内容は。
- ○10番(倉田利奈君) 逆に聞きます。昨年度6月議会で業務課長の田中課長が、今年度地域 計画のものを作っていますということで言われたので、それがどこにちょっと逆に反映されているのかお聞きしたいのと、この地域計画というのが、私たちまだ発表されていませんのでいつ発

表されるのかということと、それからそれと合わせて、私が事務局長にこの間聞いていることな んですけれども。

- ○議長(柴田耕一君) 12月の一般質問でしてください。
- ○10番(倉田利奈君) 昨年どうだったのか、しっかり聞かせてくださいよ。いまだにこの業務委託料に関する資料が出てきていないんですよ。これ、いいんですか、議員の皆さん。これ、昨年、その前ですよ。令和2年度に業務委託料1,980万円もしている委託料を出している経過が出てきていないんですよ。それに関することを聞こうとしているのに、なぜ止められるのか分かりません。これが本当に議員の仕事だと思っていますので、ですから、これに関して前から言っています。これ、ずっと業務委託料の結果が出てきていないということで、事務局長はこの秋に先ほど田中課長が言ったように環境省から出てきたものと合わせて出しますよということを言ってくれているんですよね。それはそれで私はしょうがないかなと思っていますけれども、でも私はこの間、環境省に行って個別にきちんとこの計画が進むようにしてきますと環境省から言われているので、環境省に行かれたかどうか、まずお聞きしたいと思います。

それから次、質問に移ります。まず、決算書の。

- ○議長(柴田耕一君) 議題の範囲外ですので、質問できるだけ控えて。回答できるだけでよろ しいです。
- ○10番(倉田利奈君) それ、ないと思いますよ。あのね、しっかり回答するようにというの が議長の役目なのにおかしいと思います。はい、ええと。
- ○議長(柴田耕一君) しっかり回答できるように。議題外で何で質問、先ほど。要望や何か言っとったって、それは一般質問でやってくださいということを言っとるじゃん。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

- ○10番(倉田利奈君) よろしいですか、まだ私の質問は続いているんですけれども。本当は 高浜市ではこうやって言論封鎖がありますので、ちょっとその恥ずかしい状況をお見せするのが、 ちょっと心苦しいんですけれども、決算書の17ページを御覧ください。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) はい。
- ○議長(柴田耕一君) 私は言論封鎖していませんよ。
- ○10番(倉田利奈君) いや、先ほど言論、私は封鎖だと思っていますのでお願いします。
- ○議長(柴田耕一君) 議題内で答弁を、質問をお願いします。
- ○10番(倉田利奈君) だから、決算の中のことを聞いていますのでということです、私は。 歳出の3款、ごめんなさい。17ページですね。備考のところで流用ということで、この17ページも19ページも、それから21ページ、23ページ。ずっと流用とか充用とか書かれているんですね。これ、主にこれ見ると光熱水費は流用、充用されていて、もろにこの物価高による燃料費の高騰ですごく高くなっているというのは、それは理解するんですけれども、でも一体全体どれぐ

らい高くなったのかということを、我々議員が把握しておかないと来年度そして将来に向け、今から下がるということが考えられませんので、その当たりはしっかり把握するために流用、光熱費の流用とか、それからほか修繕費の流用とか充用とかあるんですけれども、これ一つ一つ、しっかりちょっとどういう状況であったのかお答えいただきたいのと、あと、衣浦衛生組合の財務規則ですかね。この19条の第2項によると、事務局長はこの流用とか充用に関して必要と認めた時は、通知で各課の課長とそれから会計管理者に通知しなければならない。そして異例なものと認められるものについては、管理者の決裁を受けないといけないとなっているんですね。ここでお聞きしたいんですけれども、この光熱費の上昇って、すごい私、すごい大事だと思っています。大事だし、今後のことにも関わるので、これ異例なものかなと私は判断するんですけれども、その当たりをどのように判断されたのか。それから今日、会計管理者それから監査の皆さんも見えますので、その当たりどのように判断されたのか。そして、もし何かご意見とか出されるようでしたら、その当たりもまず教えていただきたいと思います。

では次に、主要成果説明書に移ります。26ページの、先ほどの施設設備基金積立事業ですね。6億円余の基金を積み立てますよということで、これも前から私が言っているんですけれども、施設設備の積立が先ほどの説明だと、やっぱりざっくりなんですよね。これは、こういうことをやるから何年後までに幾らを積み立てますという、やっぱり計画がないとこれ積み立てては、私はよろしくないと思うので、その当たりのお考えと、それからこれ火災共済で7億円余、保険金として入りましたよというものに対して6億1,816万7,000円ですか。積み立てるということで、これ全額ではないんですよね、積み立てたのが。なので、その当たりがなぜ全額にならなかったのかということも合わせてお聞きしたいと思います。

次28ページの3款1項3目ごみ処理費の修繕費、ごみ焼却施設総合整備その2。そしてその下のその1。この内容について、まず昨年度はどのような整備がなされたのか詳しく教えていただきたいのと、それから、これ入札結果を見ますと9月30日にこの令和3年度ごみ焼却施設整備その2を入札をされていて契約されていて、同じく同日の9月30日に令和3年度の法令点検整備をされている。それから、9月23日は令和3年度粗大ごみ施設総合整備ということで、この三つの修繕に関わって株式会社神鋼環境ソリューションの名古屋支店で入札で契約されているんですけれども、これ決算で足すと1億5,000万超えるんですよね。これ1億5,000万超えるということは、ちょっと議決逃れしていないのかなというふうに疑ってしまうんですね。そういうことは、ちょっと議決逃れしていないのかなというふうに疑ってしまうんですね。そういうことからも、やはりこういう契約というものは、まとめたほうが安くなるということは世の中の常であると思いますので、なぜこれをわざわざ分けて入札をしたのかということに関しては、しっかりご説明いただかないと分からないかなと思いますので、そこについてはしっかりご説明をいただきたいと思います。

それから、今度委託料に移ります。29ページの委託料のほうに移って行くんですけれども、 その中で不燃物と前選別業務委託料、それから資源ごみ分別指導業務委託料。これ随契で契約さ れております。入札ではありません。両方とも長期ということですので、これ長期というこの期間をまず具体的に教えていただきたいのと、随意契約が何号随契か。もし、これ2号随契かなと思うんですけれども、2号随契であれば2号随契であるしっかりした理由が必要ですので、その理由をきちんとここでご説明いただきたいなと思っております。

それから、資源物等運搬業務委託料、これについてはちょっと随意契約かどうか分かりませんでしたので、契約形態とそれから内容についても教えてください。

それから、ごみ搬入車両交通整理業務委託料、こちらは入札のようなんですけれども、これ入札結果を見ると単価が1万9,000円ということで載っているんですけれども、この1万9,000円という単価が人工なのか何なのか、ちょっとよく分からないのと、それに対して526万5,492円、なぜこの金額になるのかというところも教えていただけたらなと思います。

それから、溶融化焼却灰等運搬業務委託料、こちらに関しても長期ということになっておりますので、契約が。長期の随契、随契理由ですね。それから、長期ということで期間についてもお伝えください。

それから、使用料及び賃借料の中で清掃用具等借上料113万7,180円があるんですけれども、 これをわざわざ借上げているということの理由と、あと内容についてもお知らせください。とり あえず、そこまでお願いいたします。

- ○事務局長(黒田敏裕君) 議長、事務局長。
- ○議長(柴田耕一君) 事務局長。
- ○事務局長(黒田敏裕君) 議員からの委託の内容をなぜ公表しないかということなんですけれども、これも先般からお話しているとおり環境省から秋口にかけて例の浸水対策の指針が示されるということを聞いておりますので、それらの指針を合わせて今後の議会においてクリーンセンターの整備構想を公表していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○業務課長(田中秀彦君) 議長、業務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 業務課長。
- ○業務課長(田中秀彦君) 順番にお答えします。まず、委託料のところの総合整備28ページ 委託料ごみ焼却施設総合整備その2と、あと点検ですね。すみません、修繕料ですね。あと粗大 ごみの総合整備というところの分けた理由でございますが、まず根本的にそれぞれ総合整備につ いてと、粗大ごみの総合整備につきましては施設の対象が違います。粗大ごみの施設というのは 破砕する機器の施設になります。そういったところで分けております。

あと、点検は点検ということで、そもそも分けておりますので、よろしくお願いいたします。 あと、随契の理由ですが、不燃物の前、不燃物等前選別業務委託料、こちら2号随契になって 3年間の長期継続契約です。不燃物前選別は搬入された大量のごみの中から危険物や不適物を安 全かつ的確に取り除くことが求められる、破砕処理業務には欠かせない作業です。これらの業務 を行うには施設の構造を理解し、処理方式を熟知した業者でなければ業務を実施することができないため、専門知識や経験を有している業者と随意契約を結んだということにしております。

あと、資源物等運搬業務委託、こちら5年の長期継続契約です。随契の理由につきましては2 号です。碧南市の分別ごみ回収運搬処理業務を受託しており、分別、品目など処理に精通しており、分別ごみの処理等に係る業務に携わる人材を抱えており、多量の搬入による臨時的な回収、 運搬処理にも対応できる業者ということで随意契約をしております。

あと、資源ごみ分別指導業務委託料、3年の長期継続契約、2号随契でございます。該当業者は碧南市のごみ回収運搬処理業務を受託しており、分別品目の知識も豊富で分別業務に精通している。また分別ごみの処理等に関わる業務に携わる人材を多く抱えており、繋忙期の人材確保に対応できる業者がここしかいないということで随意契約を結んでおります。

ごみ搬入料の1万9,000円でございますが、人工でございます。交通整理ということで58日間、206人、半日23人、89人は多少渋滞する、渋滞で受付時間が延びると残業も発生しますので、それを11.5時間ということで随契になって。すみません、入札で契約しております。

ごみ焼却施設総合整備その1、ちょっと戻りますが、内容でございます。可燃性集塵機主燃焼装置Aゾーン、回転ストーカ駆動装置、昇温用バーナー、着火用バーナー、No. 2落じん搬送コンベヤ、ボイラ循環水ポンプ、純水装置、ボイラ用薬液注入装置、試料採取装置、ガス冷却室内部清掃、ガズ冷却室噴射ノズル、一次空気予熱器、排水処理装置、工水処理装置、機器冷却水ライン及び消火水槽洗浄がこちらのほうで基本的に前半にこういったものの分解等、点検をやって処理をしてまいっております。その2につきましては、主燃焼装置、後燃焼装置、後燃料装置集塵排出コンベヤ、ボイラ給水ポンプ、噴射水加圧ポンプ出口逆止弁、バグフィルタ入口・出口ダンパ、フィルター出口ダクト、熱風循環ダクト1号、押込送風機、二次送風機、雑用空気圧縮機、ダスト固化装置、灰押出装置、ダスト排出コンベヤ、自動制御用現場発信器など、ちょっといっぱいございます。そういったところを修繕しているというのは現状です。

あと、溶融化焼却灰運搬業務委託料ですが、5年の長期継続契約2号でございます。こちらは 灰を運ぶための車両が完全密閉式を保有する業者で、あとリサイクルができる業者が少ないとい うことで中部リサイクル指定業者を指定している。これ、名古屋市さんが指定しているんですが、 そちらの関係で搬入を含めたものを考慮し、随意契約としております。

- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 流用、充用の件のご質問がございまして、一つちょっと説明させていただきたいと思いますけれども、まず2款1項1目10節需用費の中で、医薬材料費から修繕料へ2万2,000円の流用を行っております。これは決算書の13ページに当たりますけれども、これは庁用車カローラセダンのブレーキパッド等の部品交換が発生したために修繕料の不足分を医薬材料費のほうから流用しております。

続いて、2款1項1目17節備品購入費のうちの予備費から充用いたしております。これはコロナウイルス対策として、空気感染防止策としてジアイーノですね。次亜塩素酸空気除菌脱臭装置3台の購入を行っております。これは緊急性があるということで、予備費を充用いたしております。

続いて、3款1項3目工事請負費の中で工事請負費から備品購入費のほうに3万6,000円の流用を行っております。こちらはクリーンセンター衣浦で機器補修に用いるエンジン溶接機、こちらが経年劣化で使えなくなったということで、急遽修繕をする、溶接機を購入することになりまして、不足分を流用いたしております。

3款1項4目の委託料から使用料に、使用料及び賃借料へ1万円の流用を行っております。これはリサイクルプラザのインターネット導入をするということになりまして、その使用料を不足分を流用したものでございます。

3款1項5目10節の修繕料から燃料費へ134万6,000円の流用を行っておりますが、こちらは クリーンセンター衣浦内の場外余熱施設熱交換器、こちらは性能が低下しておりまして、それに よって余熱をサン・ビレッジのほうに送っているわけですけれども、そこの温度が上がらないと いう状況がありまして、それによってサン・ビレッジ側で燃料を炊くということがございました。 その分で予定外に燃料を使ったということがございます。

また、3款2項1目10節の需用費中、修繕料から光熱水費4万1,000円の流用を行っており、 これは火葬件数と待合いの利用が増加したために電気料金が不足しているということで流用を行ったものでございます。

今議員からお話がありました光熱水費、燃料費も光熱水費も高騰を続けておりますが、3年度の決算においては、まだ微増の状況で、そこまで直接全施設が燃料費等を緊急に流用するということは発生しておりませんでした。

また、流用については管理者決裁ではないかということでございますけれども、通常のものについては局長決裁で行っております。ただし、予備費の充用につきましては管理者決裁で行っております。

- ○議長(柴田耕一君) ほかに質疑もないようですので。
- ○業務課長(田中秀彦君) 議長、業務課長。ごめんなさい、流用で1か所。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 議長、庶務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 庶務課長。
- ○庶務課長(髙橋文彦君) 基金についてご質問がありまして、この基金は目的を持って設置する目的基金とは違いまして、今後の整備に備えるということで、どちらかと言うと財政調整基金のような運用を考えております。ですので、特に整備計画等は持っておりません。

また、火災保険のうち一部を、全額を基金にしなかったのはなぜかということで、これは冒頭で決算の説明で申し上げましたが、火災に関係する借入れの中で民間から借入れた分が、金利が

高いということで、また繰上償還することで将来的な利息を削減できるということで9,400万円 余の繰上償還をしたということで、それを差し引いた6億円余を基金積立を行っているというこ とでございます。

以上です。

- ○業務課長(田中秀彦君) 議長、業務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 業務課長。
- ○業務課長(田中秀彦君) 30ページ、13節の使用料及び賃借料、借上清掃用具等借上料でございます。こちらハンディモップ、モップ、マット、玄関マットですね。そういったものの借上げでございます。入札です。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。
- ○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。
- ○10番(倉田利奈君) 今、随意契約について2号随契ということで2号随契のご説明いただいたんですけれども、これどう考えても私は2号随契だという判断がどうやったらできるのかなと逆に思っておりまして、特にこの資源ごみ分別指導業務委託、これもう毎回言っているんですけれども、これに関しては以前シルバーがやっていたというお話も聞いているんですね。高浜だと今でもごみの立ち当番をやっていて、すごくごみの分別にすごくたけている市民の方が、いっぱいいるので、何でこれ随契でできるのかというところが、この理由だけだと分からないので、ちょっと監査委員さんとか、もし何かご意見あれば教えていただきたいなというのと、あと前回も言っているんですけれども、ごみ搬入管理業務委託、これもなぜ随契なのか。何キロですよと量って、あなた幾らですよと渡している人のボックスに入っている方の委託料なんですけれども、これについても随契理由がこれ通ると思えないんですけれども、どうしてもこれ、こういうことで通したんですよというものがあれば教えてください。

それから、先ほどから充用の話、流用の話いただいております。これで見るとやはり次亜塩素酸の空気清浄機のようなものを買ったりとか、あとインターネットを導入した。このインターネットを導入したなんていうのは、当初予算にこれは挙げるべきではなかったのかなと思うところから、やはり今後こういう形ではなく、できれば補正とかでしっかり上げていただけないかなと思うんですけれども、その当たりのお考えはどうでしょうか。

- ○業務課長(田中秀彦君) 議長、業務課長。
- ○議長(柴田耕一君) 業務課長。
- ○業務課長(田中秀彦君) 不燃物等前選別処理業務委託の随契2号について、再度ちょっと繰り返しになります。こちら先ほども2号の随契理由を申し述べましたが、こちら2号の随契になってから、やはりそのごみの、いろいろ回収されている方が携わっておりまして、実績とノウハウがあってトラブルも減っております。やはり長年実施されたことが非常に培われているということではないかと考えている次第でございます。そういったところと随意契約を結んでいる。あ

と、もう一つ補足いたしますと、資源組合としてはこちら行政実例ということで、公共的団体等 に該当すると私どもは認識しておりまして、随意契約を実施しております。

あと、高浜市総合サービスとの随意契約でございます。やはりこれは高浜市が100%出資した 法人で設立されている地方公共団体から見られる技術系業務を長年実質しておりまして、こちら 先ほども述べましたが、実績とノウハウが高浜市の業務を統治して非常に培われております。以 上のことから随意契約とさせていただいております。

- ○議長(柴田耕一君) ほかに質疑もないようですので、歳出の質疑を。
- ○10番(倉田利奈君) 議長、10番。3回過ぎましたか。3回過ぎましたか。
- ○議長(柴田耕一君) はい。
- ○10番(倉田利奈君) 残念、残念です。
- ○議長(柴田耕一君) ほかに質疑もないようですので、歳出の質疑を終結いたします。 これより歳入歳出の討論に入ります。反対討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柴田耕一君) 討論もないようですので、討論を終結いたします。 これより認定第1号の採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(柴田耕一君) 挙手多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長(柴田耕一君) この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

- ○管理者(禰冝田政信君) 議長、管理者。
- ○議長(柴田耕一君) 管理者。
- ○管理者(禰冝田政信君) 皆様、大変お疲れさまでございました。本日私どもから提案させていただきました案件につきまして慎重にご審議を賜り、原案どおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後とも日々改善を行いながら、両市市民の皆様の期待に応えられるよう、各事業に取り組んでまいりますので、組合議員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長(柴田耕一君) 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。 よって、令和4年第3回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。 慎重ご審議、誠にありがとうございました。よろしくお願いします。ありがとうございました。

(午後1時19分閉会)

以上は、令和4年10月6日に行われた令和4年第3回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和4年10月6日

議 長 柴 田 耕 一

議 員 小林晃三

議 員 黒川美克